静岡県 個別避難計画作成モデル事業

2021年度 報告書

静岡県・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

はじめに

東日本大震災や熊本地震等をはじめ、全国各地で大規模な地震が発生し、静岡県でも南海トラフ巨大地震の発生の恐れがあります。また近年は、令和元年台風19号等、豪雨による被害が頻発化・激甚化し、高齢者や障害者の災害リスクに関する報道も増えています。

今、　高齢者や障害者等、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者」への対応が求められています。

今年度、静岡県富士市において、福祉専門職と連携した個別避難計画（災害時ケアプラン）作成モデル事業を行いました。

福祉関係者、近隣住民、自主防災組織等による支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細かな救援を行おうと取り組んでいます。

災害からの被害を軽減するために、防災意識を高め、関係者がこれまで以上に緊密に連携し、一体となって対応しています。　この事業の成果と課題を本報告書で振り返ります。

「避難行動要支援者」

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

「福祉専門職と連携した個別避難計画（災害時ケアプラン）」

市町が主体となり、実効性のある計画とするため、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職の参画を得て個別避難計画を作成する手法。
兵庫県の先進事例を参考に、
静岡県のモデル事業として、
富士市において実施。

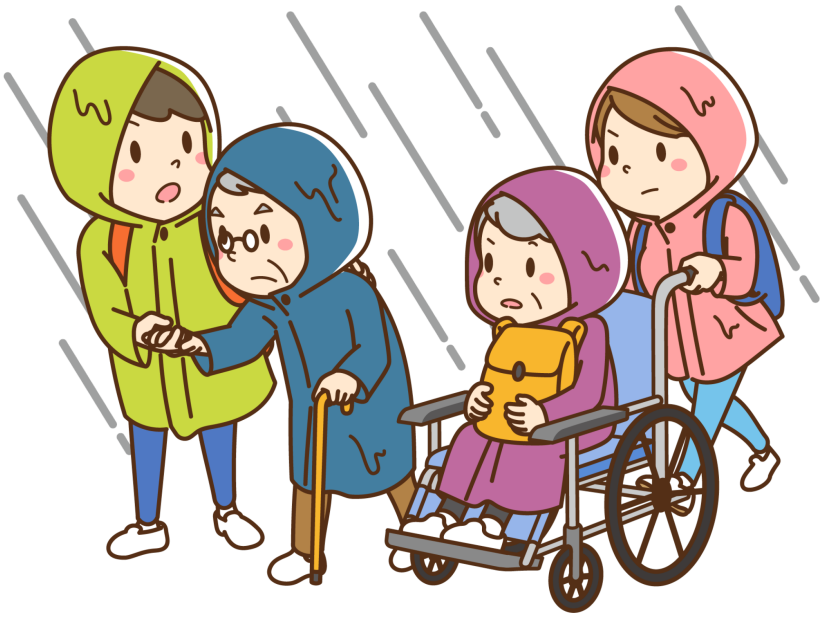

静岡県 個別避難計画作成モデル事業
2021年度 報告書

目次

はじめに

1. 個別避難計画の概要について…… 1
　①. 個別避難計画とは…… 2
　②. 個別避難計画作成対象者について…… 5
　③. 優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ（例）…… 6
　④. 個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）…… 7

2. 静岡県モデル事業（個別避難計画の作成）…… 8
　①.静岡県モデル事業の実施体制…… 9
　②.モデル事業の流れ…… 10
　③.各ステップの役割…… 11
　④.モデル事業　実施地区の概要…… 12
　（1）富士市森島区（障害者事例）
　　取り組みの概要…… 13
　　まとめ　各ステップにかかった時間…… 20
　（2）富士市森島区（高齢者事例）
　　取り組みの概要…… 21

3. 内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）…… 24
　富士市の事例…… 25
4. まとめ…… 36
　①.静岡県モデル事業（個別避難計画の作成）…… 37
　②.内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）…… 38

5. 令和4年度の取組
　①. 個別避難計画作成モデル事業の実施…… 39
　②. 個別避難計画作成研修会の実施…… 40
　③. 補助メニューの新設…… 40

おわりに

「災害時ケアプラン」を進めていくために…… 41

資料…… 42～

１．個別避難計画の概要について

1－①. 個別避難計画とは

避難行動要支援者（高齢者や障害者等）ごとに、
避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

⇒あらかじめ支援者や避難先を決めておくことで、
災害時に迅速かつ適切な避難を行うことができる。

令和元年台風19号等の近年の災害においても、
多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭っている状況を踏まえ、
災害時に実効性のある避難支援等を実施するため、
個別避難計画の作成は有効。

⇒令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化。

個別避難計画作成の流れ

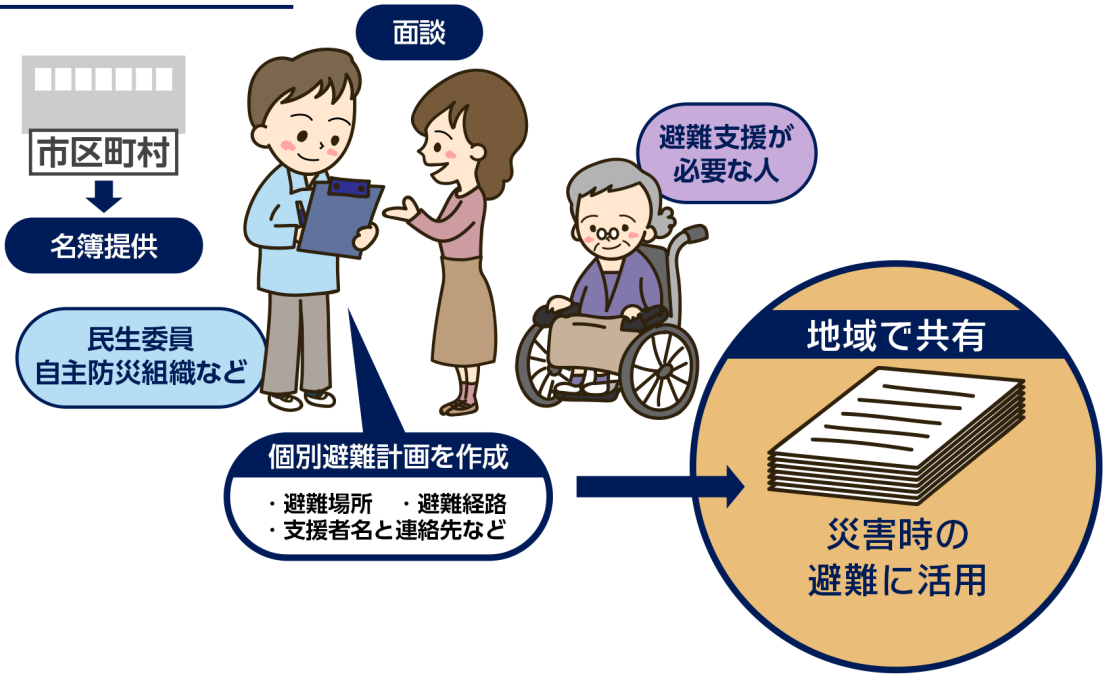

福祉専門職と連携した個別避難計画（災害時ケアプラン）

介護支援専門員や相談支援専門員の福祉専門職は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について

①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること。

②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること。

③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得て個別避難計画を作成する手法。

対象者が災害時に必要としていることや避難場所等をまとめる

（静岡県富士市の例）

災害・緊急支援情報カード

作成日	令和　4年　1月　1日
変更日	令和　　年　　月　　日
変更日	令和　　年　　月　　日

基本情報	（ふりがな） 氏名	（ふじ　たろう） 富士　太郎	性別	男
	住所	富士市永田町１－１００		
	生年月日	昭和　１０　年　　１　　月　　１　　日		
	血液型	Ａ型　Ｒｈ（　＋　）		
	電話番号	55-2840	同居家族	無
	携帯電話	090-1234-5678	ペット	無
	指定避難場所	吉原第一中学校	町内会（区）	永田町
	小学校区	吉原小学校	組・班	１班
	地域包括支援センター	吉原西部地域包括支援センター		

医療情報等	病院名		
	診療科	科	科
	電話番号		
	診察券番号		
	保険証番号		
	かかっている病気		
	常用している薬	※薬の説明書などを一緒に保管してください。	
	病歴		
	アレルギー	1.なし　　2.あり（　　）	

緊急連絡先	①	氏名	富士　一郎	続柄	長男
		住所	富士市永田北町3－7	電話番号	0545-52-2290
				携帯番号	080-1234-5678
	②	氏名	富士　花子	続柄	長女
		住所	富士市富士町20-1	電話番号	0545-55-2757
				携帯番号	070-1234-5678

【基本情報】

・氏名 ・性別 ・住所 ・生年月日 ・血液型 ・電話番号や携帯電話 ・同居家族やペットの有無
・指定避難場所 ・所在する小学校区や地域包括支援センター ・町内会（区）・組や班

【医療情報等】

・病院名 ・診療科 ・電話番号 ・診察券番号 ・保険証番号 ・常用している薬 ・病歴など

【緊急連絡先】

・家族などの氏名 ・住所 ・続柄 ・連絡先

要援護区分				
	介護認定状況	要介護（　3　）		
	介護認定期間	令和3年4月1日　～　令和4年3月31日		
	療育手帳	A	精神手帳	2級
	身障手帳	下肢（2級）		

日常生活動作等チェック		
	起き上がり	1. できる　2. 一部介助　3. できない
	歩行用具	1. 不要　2. 杖　3. 歩行器　4. 車いす
	食事	1. できる　2. 一部介助　3. できない
	排泄	1. できる　2. 一部介助　3. できない
	排泄用具	1. 不要　2. オムツ　3. 尿器 4. ストーマ
	入浴	1. できる　2. 一部介助　3. できない
	視力	1. 見える　2. はっきり見えない　3. 全盲
	聴力	1. 聞こえる　2. 難聴　（両耳・右・左） 3. 全く聞こえない
	補聴器等	1. 不要　2. 補聴器　3. 人工内耳
	認知症	1. なし　2. あり
	問題行動	1. なし　2. 立ち上がり　3. 徘徊　4. 大声 5. 暴言　6. その他（　）
	利用中の福祉サービス	1. なし　2. あり（事業所名：　）

特に配慮してほしい身体の部位を○で囲んでください。

必要な処置		
	透析	1. 不要　2. 必要　（　週　回　）
	その他（医療等）	

※災害・緊急時など、さまざまな状況により、本カードに記入した情報のとおりに処置されない場合があります。

自由記載	

◆ このカードに緊急時に必要な情報を記入し、容器に入れて冷蔵庫に保管してください。
◆ 記入してある内容に変更があるときは、書き換えてください。
◆ 健康保険証のコピーや薬の説明書などを一緒に容器に入れ保管してください。
◆ 記載された個人情報は、救急業務・災害救助業務以外には提供いたしません。
◆ 災害時に避難するときは、できるだけこのキットを持参してください。

避難支援等実施者					
	①	氏名	吉原　一郎	関係	隣人
		住所	富士市永田町1-98	電話番号	55-2758
				携帯番号	090-2345-6789
	②	氏名	鷹岡　二郎	関係	友人
		住所	富士市永田町1-50	電話番号	55-2759
				携帯番号	080-2345-6789
	③	氏名	伝法　三郎	関係	永田町1班班長
		住所	富士市永田町1-10	電話番号	55-2760
				携帯番号	070-2345-6789
	支援項目		■声かけ　■避難誘導　□移動支援　□その他（　）		

避難場所					
	風水害	避難先	自宅2階	距離	0m
		移動手段	徒歩	移動時間	3分
	地震	集合場所	富士市役所芝生公園	距離	500m
		移動手段	徒歩	移動時間	15分

避難経路図や居所の見取り図など
※避難経路図や居所の見取図など地図等を貼付・記載する場合に利用してください。 ※その他にも支援に必要な事項（本人不在時の対応など）があれば自由に記載してください。

◇ このカードは「災害・緊急支援情報カード」と一緒に容器に入れて冷蔵庫に保管してください。
◇ 災害時に避難する際に支援が必ずなされることを保証するものではありません。
◇ また、避難支援等実施者は、避難の支援に関する法的な責任や義務を負うものではありません。

この個別避難計画の内容について、自主防災組織（町内会）、富士市、居宅介護支援事業所（相談支援事業所）等の関係機関に提供することを了承します。

令和　　年　　月　　日　　氏名　　（代理記入者）　　（続柄）

【要援護区分】

・介護認定状況 ・介護認定期間 ・療育手帳、精神手帳、身障手帳の等級

【日常生活動作等チェック】

・起き上がりや食事、排泄など日常生活における必要な支援 ・利用中の福祉サービスの有無

【必要な措置】

・透析の有無や必要とする処置などについて情報を記入

【避難支援等実施者】

（個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するもの）

・氏名又は名称 ・住所又は居所 ・関係 ・電話番号その他の連絡先

【避難場所】

・風水害や地震による避難先や集合場所 ・移動時間

【避難経路図や居所の見取り図など】

・地図などを貼付 ・支援に必要な事項（本人不在時の対応など）があれば自由に記載

※個別避難計画に記載が必要な事項は法律（災害対策基本法）で規定されている。

1－②. 個別避難計画作成対象者について

■避難行動要支援者の範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、
その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】
生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方
①要介護認定3～5を受けている者
②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
③重度以上と判定された知的障害者
④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
⑤市の生活支援を受けている難病患者
⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

■富士市の状況

◆全体22,626人（うち外国人80人）
（内訳）※重複あり

・ねたきり高齢者等（実態調査）13,994人
・要介護認定者3,382人
・身体障害者2,653人
・知的障害者2,166人
・災害支援キット申請者6,047人
◆ハザード該当7,012人　◆ハザード非該当15,614人
◆世帯主（単数世帯か複数世帯） 13,801人
◆世帯主以外（複数世帯） 8,825人

約2万3千人にいる対象者全員が同じ条件という訳ではない。
⇒例えば、複数の要件に該当する方もいれば、災害支援キットは
災害時の避難行動に不安がある方も申請が可能なため、
実際には自分で避難行動ができる方も含まれている。

個別避難計画作成対象者一人ひとりの条件が異なるだけでなく、
計画を作成する側や対象者を支援する側の体制にも限界がある。
⇒約2万3千人に優先度をつけて、優先度が高い方から個別避難計画を
作成していくことが考えられる。

優先度をつけるとしたら何をもって優先度が高いと判断するか。
⇒介護度や障害の等級など機械的に分かることもあるが、
居住実態や家庭内の状況、地域でのつながりなど、
機械的には分からないこともある。

1－③. 優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ（例）

計画作成の優先度に関する考え方

（考慮すべきポイント）

◆地域におけるハザードの状況

・洪水、津波、土砂災害等のハザード対象地域

◆対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

・要介護度
・障害者手帳
・難病認定
・認知機能
・歩行機能
・医療機器（人工呼吸器等）用の電源使用の有無など

◆独居等の居住実態、社会的孤立の状況

・同居家族の有無
・近所付き合い
・福祉サービスの利用状況など

個別避難計画作成の流れ

市町の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね５年程度で取り組む必要がある。

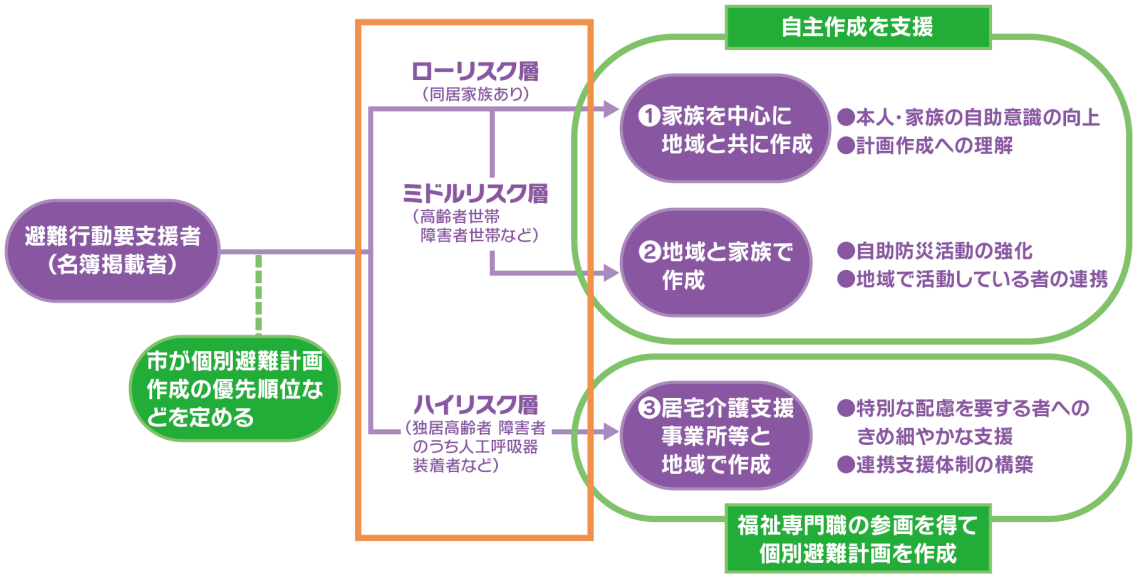

1－④. 個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

計画作成の優先度を以下の３つのポイントで判断する

① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- 河　　川 ：浸水想定区域など （「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定）
- 海岸・湖沼 ：津波災害特別警戒区域など
- 傾 斜 地 ：土砂災害特別警戒区域など　　等

② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者

③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 避難支援者が側にいない

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

対応の流れ（一例）

【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
- 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい

【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
- 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
- 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
- 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
- 避難支援等関係者への計画の提供 、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

作成の優先度が相対的に高くないと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画を作成

対応の流れ（一例）

【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）

【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】本人・地域による個別避難計画の作成
- 地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される

【Step6】作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認

【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
- 避難支援等関係者への計画の提供 、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり

2. 静岡県モデル事業（個別避難計画の作成）

2－①.静岡県モデル事業の実施体制

富士市モデル事業の実施体制

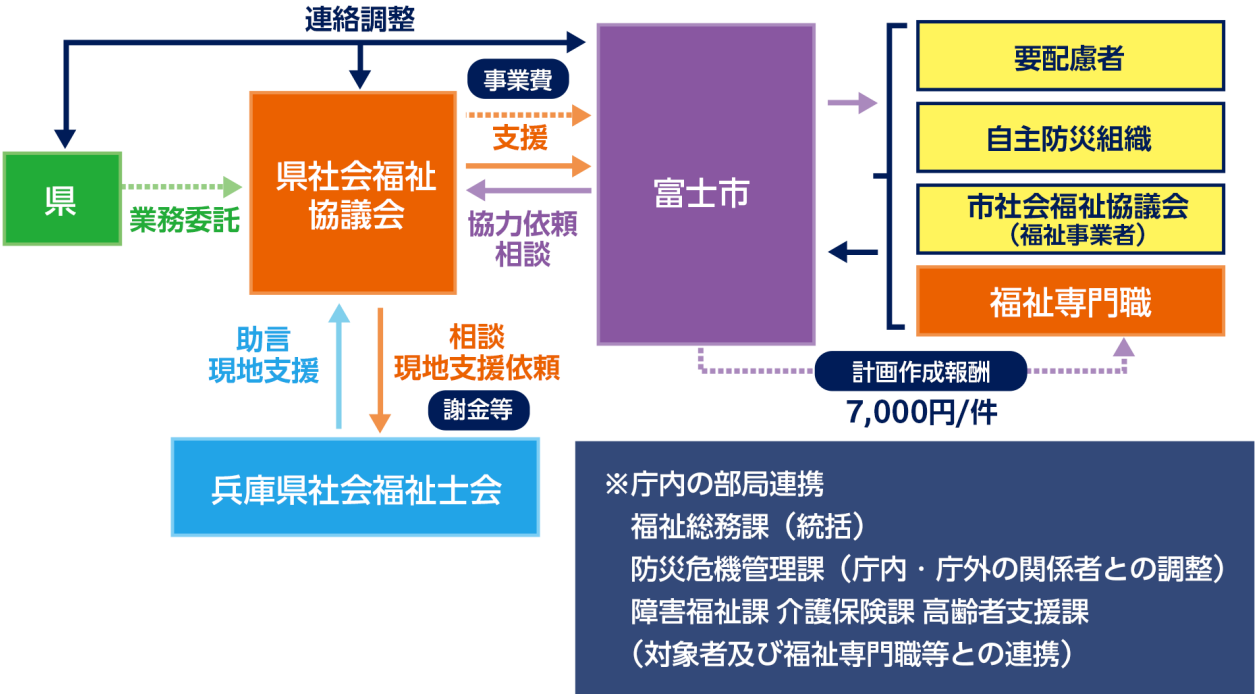

当事者やその家族、地域、福祉専門職などと一緒に取り組む必要がある。

⇒普段から付き合いのある福祉部局・防災部局からの方が
協力が得やすいため、庁内で連携、役割分担しながら取り組むことが重要。

2－②.モデル事業の流れ

行 行政職員　福 福祉専門職　防 自主防災組織

I 事前準備

ステップ1 対象地区・対象者選定 行

- 対象となる地区を選定
- 地区内で計画作成対象者となる高齢者・障害者等を選定
  ※自主防災活動が熱心な地区は協力が得られやすい！

ステップ2 福祉専門職向け防災力向上研修 福

- 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）に対し災害リスク等に関する講義や個別避難計画作成演習を実施

ステップ3 防 福祉理解研修（住民勉強会） 行

- 対象となる自主防災組織及び住民に障害特性等を学ぶ福祉理解研修を実施【各市町で実施】

II アセスメント

ステップ4 当事者力アセスメント［1回］ 福 行

- 本人の自助力（地域の災害リスクの理解・平常時の備え・いざという時の行動の自信等）を確認
- 自助で満たせない支援ポイントを明確化
  ※安心防災帳使用（ステップ２で使い方を学ぶ）

ステップ5 地域力アセスメント［1回］ 防 福 行

- 地域の支援力　（近隣住民の協力状況、避難支援資機材の準備状況等）を調査
- 利用可能なフォーマル資源（病院、利用中の事業所等）を確認

III 個別避難計画作成

ステップ6 調整会議（ケース会議）［1回］ 防 福 行

- 福祉専門職を中心に支援関係者が避難方法や移動時の配属等について検討
- 自主防災組織・福祉専門職等が中心となり個別避難計画を作成→本人同意（文書）
  ※ 当事者と支援者の顔合わせの場を作るのが重要！

ステップ7 計画の検証・改善 防 福 行

- 対象者を含めた防災訓練を実施
- 訓練時で明らかになった課題を踏まえ個別避難計画を検証・修正

・福祉専門職は、ケース会議までに当事者の基礎情報や医療・介護情報等個別計画書に記載する。
・ケース会議では、当事者の避難経路や方法、支援者を検討。
　自主防災組織や地域住民による計画作成を福祉専門職がサポートする。

2－③.各ステップの役割

<ステップ1>

対象地区・対象者選定

対象となる地区を選定。計画作成対象者となる高齢者・障害者等を選定する。

※自主防災活動が熱心な地区は協力が得られやすい！

<ステップ2>

福祉専門職向け防災力向上研修

福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）に対し、災害リスク等に関する講義や個別避難計画作成演習を実施。

<ステップ3>

福祉理解研修（住民勉強会）

対象となる自主防災組織及び住民に、障害特性等を学ぶ福祉理解研修を実施。
【各市町で実施】

<ステップ4>

当事者力アセスメント

福祉専門職が避難行動要支援者に対して行うアセスメント。「安心防災帳」を用い、平常時の福祉サービスや家庭環境等や本人の防災リテラシーを確認する。

<ステップ5>

地域力アセスメント

地域での避難支援に利用可能なフォーマル資源（利用している福祉サービス事業所等）、インフォーマル資源（自治会等）についてのアセスメント。
自治会等で所有している避難支援のための資機材や平日昼間の若年人口数等も併せて確認する。

<ステップ6>

調整会議（ケース会議）

対象の避難行動要支援者（及びその家族）と支援関係者が集まり、
避難行動要支援者の心身や家族等の状況、地域とのつながり、平常時の福祉サービス利用の情報を共有し、
災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場。

※ 当事者と支援者の顔合わせの場を作るのが重要！

<ステップ7>

計画の検証・改善

当事者を含めた防災訓練を実施し、訓練時で明らかになった課題を踏まえ個別避難計画の検証や修正を行う。

2－④.モデル事業　実施地区の概要

富士市の概要

■面積：244.95㎢　■人口：250,553人
■世帯数：108,854世帯（令和４年２月1日現在）
■高齢者人口：70,516人　■高齢化率：28.03 %（令和3年4月1日現在）
■身体障害者手帳所持者数：8,902人　■療育手帳所持者数： 2,402人
■精神障害者手帳所持者数：1,584人（令和3年4月1日現在）
※富士市では精神障害者手帳の有無は、避難行動要支援者名簿の掲載要件（＝個別避難計画作成対象）ではありません。

森島区の概要 ※富士市「町内会別人口表」より

■人口：5,003人　■世帯数：2,073世帯（令和４年1月1日現在）
市が作成する避難行動要支援者名簿の
掲載者（要介護度３以上や療育手帳Ａ、Ｂ所持者等）が、個別避難計画の作成対象者。
⇒森島区では369人（令和3年9月末時点）が対象。

(1) 富士市 森島区(障害者事例)

取り組みの概要

ステップ4　当事者力アセスメント(障害者事例)

■日　時:令和3年9月9日(木)10:00~12:00
■場　所:富士南まちづくりセンターまちづくり室
■参加者:当事者家族、相談支援専門員、行政職員
■内　容:国立リハビリテーション研究所福祉機器開発室
「自分でつくる安心防災帳」を使用して、
個別避難計画作成対象者の災害時における自助力について
聞き取りを家族から行った。

・相談支援専門員と当事者家族の関係は良好で、当事者家族も当事者のことを地域に知って欲しいという意識があることから、アセスメントを友好的に行うことができた。
・防災に対する意識が強く、普段から近所の方との付き合いを大事にしている。
・障害の種類によっては、当事者が同席することが難しい場合もあるため、当事者の状況を理解している家族から聞き取りをする方が良い場合も想定される。

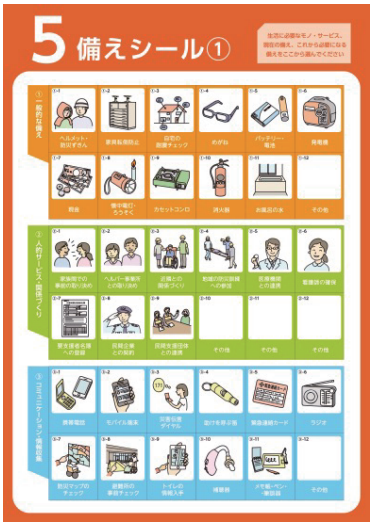

国立リハビリテーション研究所「自分でつくる安心防災帳」

(1) 富士市 森島区(障害者事例)

ステップ5　地域力アセスメント(障害者事例)

■日　時:令和3年10月19日(火)15:00~16:30

■場　所:森島区公会堂

■参加者:相談支援専門員、地域住民(森島区長ら役員、富士南地区民児協会長、悠容クラブ)

富士市福祉総務課、障害福祉課、防災危機管理課
静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局
静岡県社会福祉協議会、
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 江原勝幸准教授

■内　容:①当事者についての説明(相談支援専門員より)

・当事者の心身や家族等の状況

・地域とのつながりや平常時の福祉サービスの利用状況

②森島区の自主防災活動について(避難誘導体制など)

・森島区で所有する避難支援のための資機材

※1調整会議（ケース会議）（ステップ6）と同時開催
※2当事者家族が参加予定だったが体調不良により急遽欠席

本来の地域力アセスメントでは
②の地域の支援体制の説明などを行うが、
調整会議（ステップ6）と同日に行ったことから、
まずは当事者のことを理解した方が
話が進めやすいのではないかと考え、①も実施した。

<森島区の地域防災力について出た意見>

・森島区は 6 つの班に分かれている　・情報を持っているのは班長
・悠容クラブなど元気な高齢者の力を借りたい
・個人情報の問題もあり、これまで人に対する支援はできていなかった
・どうやっていいか分からないから手が出せない　・地域の住民は地域で守る
・協力体制が築けたらと民生委員で話しはじめたところ
・可能なところから少しずつやっていきたい
・避難所の富士南中学校は収容人数が約 1,500 人
・森島区には約 5000 人が住んでいる
・住民には地震に耐える家を作るように話している　・公会堂近くに井戸を掘った
・森島区では中学校の学年ごとに防災訓練の役割分担をしている
・森島区公会堂にリヤカー 2 台
・黄色い旗を確認するグループを作りたいがまだ出来ていない
・コロナで防災訓練ができなかったため意識が滞っている
・川が複数あり細い川（水路）が多い（内水氾濫の恐れ）
・自宅避難している人の報告をどこにするのか
・自宅で過ごすための物資がちゃんとあるかアンケートを取ったことがある

（1）富士市 森島区（障害者事例）

ステップ6　調整会議/ケース会議（障害者事例）

■日　時：令和3年10月19日（火）15：00～16：30

■場　所：森島区公会堂

■参加者：相談支援専門員

地域住民（森島区長ら役員、富士南地区民児協会長、悠容クラブ）
富士市福祉総務課、障害福祉課、防災危機管理課
静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局
静岡県社会福祉協議会、
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 江原勝幸准教授

■内　容：在宅時に大規模地震が発生した場合における支援について

①避難経路の決定
②支援者の決定
③避難時に必要な配慮の確認

・副区長の一人がたまたま当事者と知り合いだったため、スムーズに支援者が決定。
その方から支援者に協力を依頼することになった。
・避難経路についても、本人の歩行機能に問題はなく、
大規模地震発生時の集合場所が近所のクリニックになっていることから、
声かけを中心とした支援を行うことを決定した。
・訓練前に一度、支援者と当事者が顔合わせをした方が良いという
意見があったことから、　後日顔合わせの機会を設けることになった。

(1) 富士市 森島区（障害者事例）

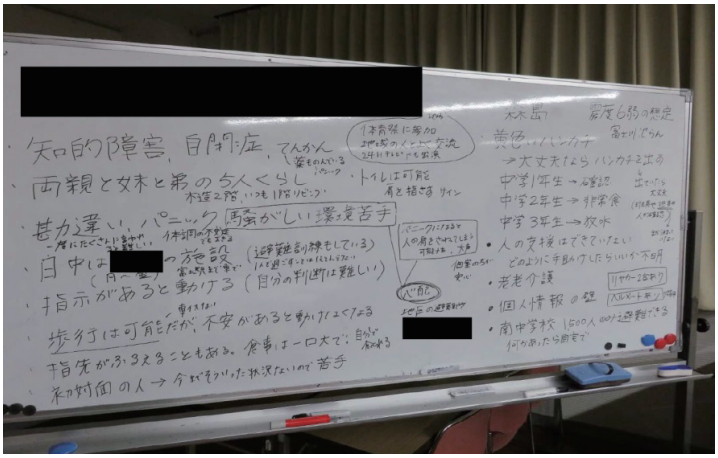

地域力アセスメントで聞き取りした内容

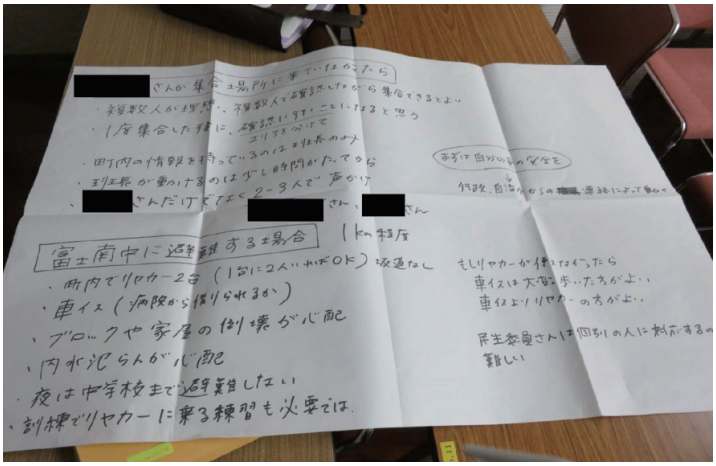

障害事例者の個別避難計画案

【参加者の声】

●富士市森島区　大井貞美区長

「障害者自身の方の特徴に合わせた対応ですよね。
それがやっぱり意識として持たなきゃいけないので、
それに対応するための対応力というのは、普段ないですよね。
計画作りというよりは、
どういうニーズがあるかもう一回確かめなければいけない。
それに対してわれわれは、
どこまでフォローできるかということに対して、
フォローする人たちをたくさん作るしかないです。」

●相談支援専門員　齋藤陽子さん

「とてもいろんな知恵をいただいて、
より現実的に災害時のことを考えられたかなと思います。
まず障害がある方がこの地域に一緒に暮らしてるよってことを
知っていただく機会になりました。
一緒にどうしようかを考える
いい機会になっていると思います。」

(1) 富士市 森島区(障害者事例)

支援者と当事者家族との話合い(障害者事例) ※該当ステップなし

■日　時:令和3年11月4日(木)16:30~17:30
■場　所:森島区公会堂
■参加者:当事者、当事者家族、地域支援者、行政職員
■内　容:調整会議に参加予定だった当事者家族が、
当日体調を崩して参加できなかったことから、
改めて地域支援者と当事者及びその家族が対面する機会を設け、
12月5日(日)に実施予定の防災訓練の打合せを併せて行った。

・当事者は森島区公会堂が投票所だが、選挙の時と様子が違うことに驚き、
話合いの場には5分程しかいることができなかった。
・当事者の姿に支援者も衝撃を受けており、知的障害や自閉症の場合は、
本人やその家族と地域だけで個別避難計画を作成することはかなり難しいと思われる。
・要支援者を災害時のみ支援することは難しいことから、
普段から関わりを持つことが重要になる。

(1) 富士市 森島区(障害者事例)

ステップ7　計画の検証・改善(障害者事例)

■日　時:令和3年12月5日(日)8:30~9:00
■場　所:当事者自宅ほか
■参加者:当事者、当事者家族、相談支援員、地域支援者、森島区長ら役員
富士市福祉総務課、障害福祉課、防災危機管理課
静岡県企画政策課
静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局
静岡県社会福祉協議会
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 江原勝幸准教授
■概　要:地域防災訓練の一環として実施。
訓練当日は、支援者から当事者に対して声をかけ、
まずは地域の集合場所まで避難。
その後、森島区公会堂まで避難することにした。
なお、訓練の実施に当たっては、
当事者に無理強いしないことを参加者間で合意している。

・当事者に対する声かけから避難場所までの移動をスムーズに行うことができていた。
・支援者たちが自ら考えて、当時者を挟むような位置につき一緒に移動していた。
・短時間ではあったが、事前に当事者と支援者が顔を合わせる機会があったことが、円滑な対応に繋がった。

訓練が行われた森島区

当事者の家を訪ねる地域支援員

（1）富士市 森島区（障害者事例）

ステップ7　計画の検証・改善（障害者事例）

当事者と地域支援者が地区の公会堂へ移動する訓練

当事者を挟む形で地域支援者が寄り添う

自然と手をつなぐ当事者と地域支援員

【参加者の声】

●当事者家族

「本当にこういう機会を設けてもらえてうれしい。
他人に頼みにくいのがあった。
親が離れていても他の人でも一緒に行ってもらえたのが
本当にすごい良かった。
あらためて地域の方の協力があるなと感じて
非常に良かったと思いました。」

●地域支援者

「正直、歩道が歩きづらいですね。
両方の手を繋いで行きましたけど。
どっちか1人は必ず車道に出てしまったり、
歩道と車道の間に縁石があったり。
結構 車の通行には気をつかいましたね。
ご本人が何回かやって慣れてくれれば、
本番があった時にもスムーズに救助できたり、
支援できたりするんじゃないかなと思う。」

●富士市福祉総務課福祉政策担当 小林重義調整主幹

「まず地域の方が工夫をして考えてくれました。
いわゆる防災のビブスを着てしまうと本人が警戒してしまう。
特に今回は障害をもつ方でしたから、
配慮して対応を考えてくれました。
実際に避難訓練の様子を見たときに、
地域の方が要支援者の方の手を引いていた。
ご家族の方も離れたところから見るような感じで
出来ました。そこで絆というか「繋がり」が生まれたと思います。
そういった活動が防災で、地域福祉というものに
繋がっていったと考えています。」

まとめ　各ステップにかかった時間

●かかった時間の合計　5時間　※ステップ4～6では3.5時間

進め方に慣れて行けば全体的な時間を短縮できる可能性がある。
一方で、事業に係る全員が協力的で支援者等もスムーズに決まったため、この時間で済んだとも考えられる。

＜ステップ別＞

◆ステップ4…… 2 時間
◆ステップ 5・6… 1.5 時間
◆ステップ 7…… 0.5 時間
◆その他……1 時間

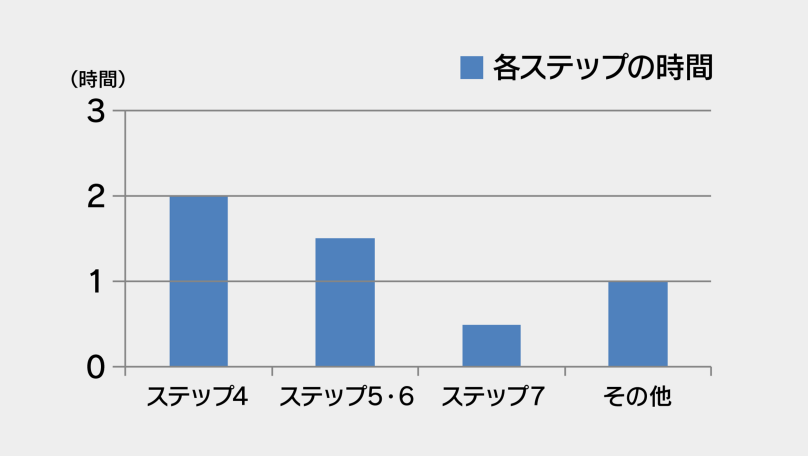

＜職種別＞

◆当事者…… 0.5 時間+5 分
◆当事者家族…… 5 時間
◆福祉専門職…… 3.5 時間＋個別避難計画記入（1時間程度）
◆地域住民…… 3 時間（最大で）
◆行政職員…… 5 時間（最大で）

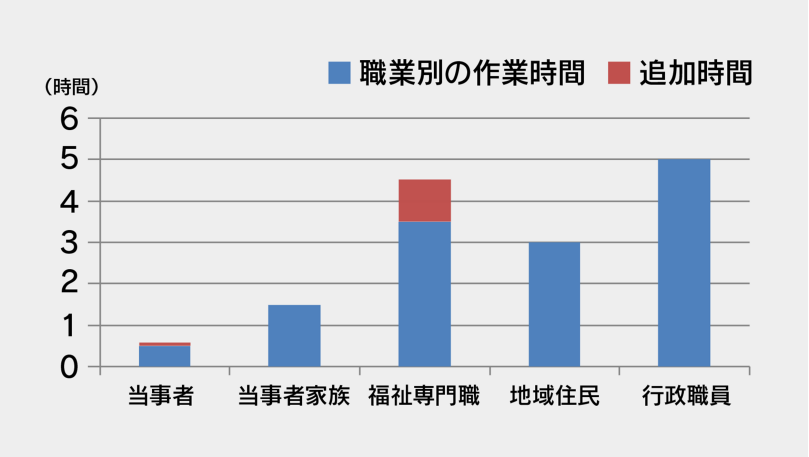

(2) 富士市 森島区（高齢者事例）

取り組みの概要

ステップ4　当事者力アセスメント

■日　時：令和3年11月16日（火）
■場　所：富士南まちづくりセンター
■参加者：当事者知人、ケアマネジャー、行政職員

■内　容：国立リハビリテーション研究所福祉機器開発室
「自分でつくる安心防災帳」を使用して、
個別避難計画作成対象者の災害時における自助力について
聞き取りを当事者知人から行った。

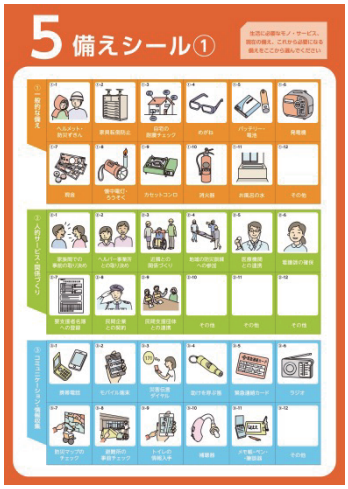

国立リハビリテーション研究所「自分でつくる安心防災帳」

(2) 富士市 森島区（高齢者事例）

ステップ5　地域力アセスメント

■日　時：令和3年11月19日（金）15：00～16：00
■場　所：森島区公会堂
■参加者：当事者、当事者知人、ケアマネジャー

地域住民（森島区長ら役員、富士南地区民児協会長、悠容クラブ）
富士市福祉総務課、介護保険課、防災危機管理課
静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局
静岡県社会福祉協議会、
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 江原勝幸准教授

■内　容：①当事者についての説明（ケアマネジャーより）
・当事者の心身や家族等の状況
・地域とのつながりや平常時の福祉サービスの利用状況

②地域の支援体制の説明（前回会議の振り返り）
・森島区の自主防災活動について（避難誘導体制など）
・森島区で所有する避難支援のための資機材

※調整会議（ケース会議）（ステップ6）と同時開催

※②については、前回の調整会議で実施済みであることから、前回出た意見を
まとめた資料を行政側で事前に作成及び説明し、地域から補足してもらうことにした。

(2) 富士市 森島区（高齢者事例）

ステップ6　調整会議/ケース会議

■日　時：令和3年11月19日（金）16：00～17：00
■場　所：森島区公会堂
■参加者：当事者、当事者知人、ケアマネージャー

地域住民（森島区長ら役員、富士南地区民児協会長、悠容クラブ）
富士市福祉総務課、介護保険課、防災危機管理課
静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局
静岡県社会福祉協議会
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 江原勝幸准教授

■内　容：在宅時に大規模地震が発生した場合における

①避難経路の決定
②支援者の決定
③避難時に必要な配慮の確認

・支援者決定の流れ。誰に協力を依頼？
・避難経路について。本人の歩行機能は？大規模地震発生時の集合場所は？
　どんな支援を行うことに決定したか。

【参加者の声】

●当事者の80代女性

「一番先に火の元、表に出ること。それを考えます。
皆さんが協力してくれるお話をしてくれるので、
うれしく感じました。」

●普段支援をしている当事者の知人

「私だって年だから、どうなるか分からないし。
出来る限りやりたいですけど。
地域の人が頑張ってくれれば、ものすごくありがたいです。」

3. 内閣府モデル事業
（優先度等に関する検討会の開催）

内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

検討会1回目

■日　時：令和3年10月29日（金）13：30～15：30
■場　所：富士市役所消防防災庁舎3階　作戦指令室兼会議室
■参加者：障害の当事者、福祉専門職、地域住民代表、行政職員など
■進　行：ファシリテーター鈴木まり子さん
■内　容：個別避難計画の説明・優先順位の検討

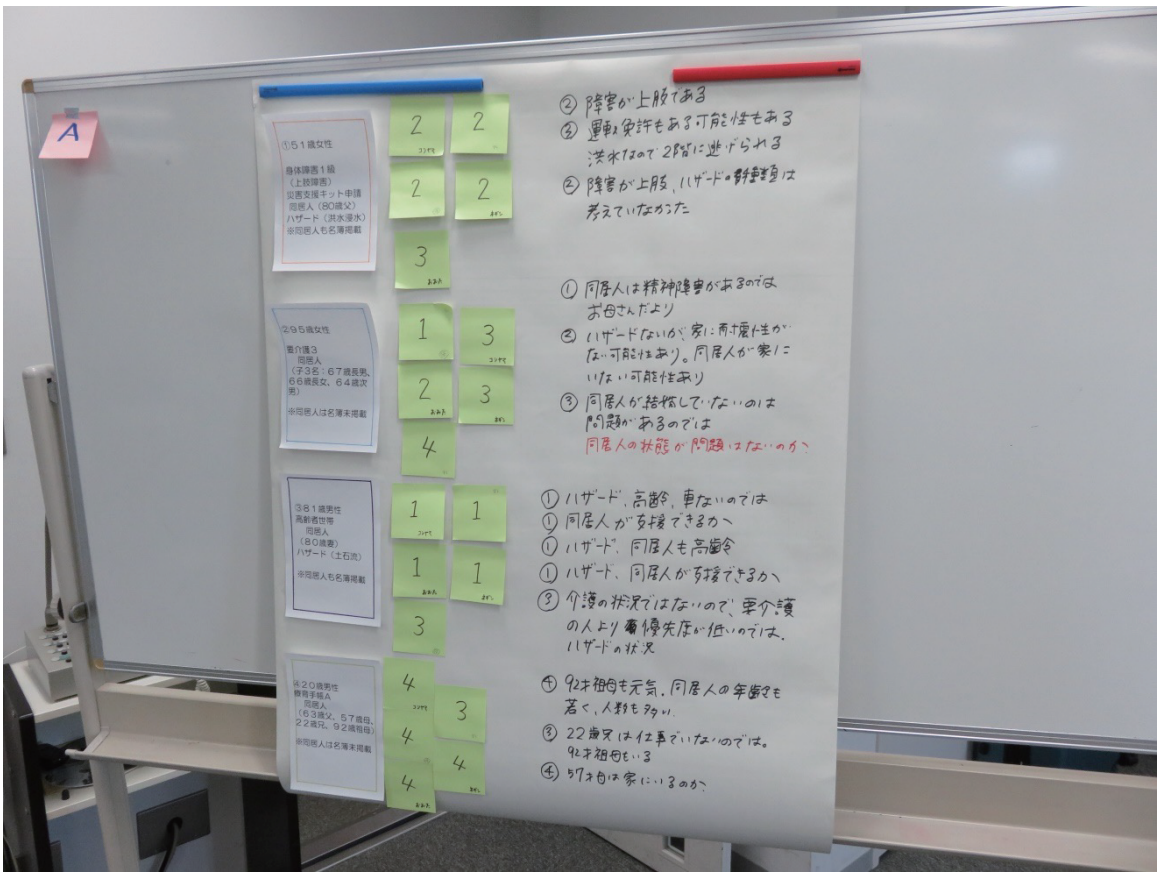

内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

検討会2回目

■日　時：令和3年11月24日（水）13：30～15：30
■場　所：富士市役所消防防災庁舎3階　作戦指令室兼会議室
■参加者：障害の当事者、福祉専門職、地域住民代表、行政職員など
■進　行：ファシリテーター鈴木まり子さん
■内　容：優先順位の検討・浸透方法の検討

富士市の事例

検討会２回目（2021.11.24）優先順位について

１．検討結果について（参加者 14 名　Aｸﾞﾙｰﾌﾟ 5 名、Bｸﾞﾙｰﾌﾟ 5 名、Cｸﾞﾙｰﾌﾟ 4 名）

対象者	ハザード	名簿掲載要件	同居人	1位	2位	3位	4位
①51 歳女性	洪水浸水	身体障害 1 級（上肢障害） 災害支援キット	80 歳父　（名簿〇）	1	9	4	0
②95 歳女性	なし	要介護 3	67 歳長男（名簿〆） 66 歳長女（名簿〆） 64 歳次男（名簿〆）	1	4	7	2
③81 歳男性	土石流	高齢者世帯（高齢者実態調査）	80 歳妻　（名簿〇）	12	1	1	0
④20 歳男性	なし	療育手帳 A	63 歳父　（名簿〆） 57 歳母　（名簿〆） 22 歳兄　（名簿〆） 92 歳祖母（名簿〆）	0	0	2	12

＜意　見＞

①51 歳女性

・障害が上肢であるため歩けるのではないか。

・ハザードが洪水なので 2 階に逃げられる。

・災害支援キットを申請しているので防災に対する意識が高いのではないか。

②95 歳女性

・同居人の状態が問題はないのか。（3 人とも未婚？）

・ハザードはないが家に耐震性がない可能性がある。

・社会性はあるのか。

③81 歳男性

・高齢者のみの世帯でハザードあり。

・同居人の支援が期待できない状況。

④20 歳男性

・同居人が多く若い家族もいる。

・日中は働いている人が多いかも。

＜総　括＞

・B グループのみ、③が優先順位 1 位、④が優先順位 4 位で合意していたが、他のグループについても合意までいかないが、③と④に関する優先順位の考え方は、B グループに近いと言える。

・①と②については、①の優先順位を上にした人が多かったが、①が上肢の障害であることや②の家族状況等を考慮した結果、①より優先順位を上にする人もいた。

＜注　意＞

・優先順位が一致する場合もあるが、重視する項目で順位が変わることもあるため、優先順位をつける際に主観（当然ながら立場によって違う）をどこまで許容するか。

検討会２回目（2021.11.24）優先順位について

２．判定項目について

・優先順位を決める際の項目を具体的に決めてみる。（誰が判定するかは別にして）
　⇒追加する項目があったら項目欄に追加する。
・判定項目について誰が情報を持っているか考えてみる。
　→〇詳しく情報が分かる　△少しだけ情報が分かる　×情報が全く分からない

項目	行　政	地　域	専門職	備　考
ハザード				
要介護度				
障害者手帳				
難病認定				
認知機能				
歩行機能				
医療機器用の電源使用の有無				
同居家族の有無				
近所付き合い				
福祉サービスの利用状況				

＜参　考＞

●優先度を判定する項目（国の指針を参考に例示）

①地域におけるハザードの状況
　・洪水、津波、土砂災害等のハザード対象地域

②対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
　・要介護度　・障害者手帳　・難病認定　・認知機能
　・歩行機能　・医療機器（人工呼吸器等）用の電源使用の有無　など

③独居等の居住実態、社会的孤立の状況
　・同居家族の有無　・近所付き合い　・福祉サービスの利用状況　など

富士市の事例

検討会２回目（2021.11.24）優先順位について

３．判定方法について

・他の自治体を参考に個別避難計画作成の優先順位をどのように決めるか体験してみる。
⇒判定方法には「等級付け（グルーピング）」と「順位付け（ランキング）」がある。

●等級付け（グルーピング）
個別避難計画作成対象者をいくつかのグループに分けて、等級が高い（＝優先度が高い）グループから個別避難計画を作成する。

（例）東京都足立区（水害時個別避難計画書を作成する優先区分）※別紙参照

・足立区では、計画書の作成を進めるにあたり、以下の項目を基に避難行動要支援者を類型化し、優先して計画書を作成する区分を５段階で設定しました。
自宅の浸水リスクの有無、自力での避難の可否、避難する際の支援者の有無
介護・障がいの度合い
・５段階の優先区分のうち、真に個別避難計画書が必要と思われるＡに該当する方々から、順次作成を進めています。
・計画書は、区職員が主体となり、避難行動要支援者宅を訪問し、ご本人やご家族等のお話をお伺いしながら、実際に支援に携わる方（避難等支援者）を調整・打診し、作成していきます。
・また、避難行動要支援者と日頃から繋がりが深く、配慮すべき事項等も熟知しているご担当の福祉専門職（ケアマネジャー等）がいる場合には、そちらとも連携・連絡を取りながら作成します。

※東京都足立区ＨＰより
https://www.city.adachi.tokyo.jp/fukushi/2021kobetu-hinan.html

●順位付け（ランキング）
個別避難計画作成対象者ごとに順位を付けて、順位の高い（＝優先度が高い）者から個別避難計画を作成する。

（例）滋賀県高島市（個別避難計画作成のための優先順位チェックシート）※別紙参照

・ハザード・心身の状況・社会的孤立の状況等から、個別避難計画を作成する優先順位を把握・整備するためのシート
・ハザード・心身の状況・社会的孤立等を重要視し、避難に支援を要する方々の計画を優先して作成できるよう、項目の追加や点数の加算について検討を行った
・障がい者・医療的ケア児（者）と高齢者のチェックシートの項目について、分野ごとの特有の項目以外は共通項目とし、両分野の連結を図った
・計画作成が必要な方が明確になるよう、点数に差が出やすいように工夫
・だれがチェックシートを作成しても同じ結果になるよう、注釈をより詳細に記載

※滋賀県高島市ＨＰ掲載資料より抜粋
https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5264970.pdf

検討会2回目（2021.11.24）優先順位について

●東京都足立区（水害時個別避難計画書を作成する優先区分）

個別避難計画書を作成する優先区分

優先度

高

低

区分	類型	介護・障がいの度合
A	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がい度合が右記に該当	・要介護度 4～5 ・障害支援区分 5～6 ・愛の手帳 1～2 度
B	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がい度合が右記に該当	・要介護度 3 ・身体障害者手帳 1～2 又は 3 級 ・障害支援区分 4
C	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいる	―
D	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先へ移動できる	―
E	・自宅が浸水しない ・浸水するが自宅で避難できる場所がある	―

富士市の事例

検討会2回目（2021.11.24）優先順位について

●滋賀県高島市（個別避難計画作成のための優先順位チェックシート）

個別避難計画作成のための優先順位チェックシート

【資料3】

【高齢者用】

氏名：　　年齢：　歳　住所：高島市　　作成者：　　作成日：　年　月　日

状態概要：

		調査項目		点数 0	1	2	3	4	5	6	点数
①リスク	1-1	自宅の浸水想定（※1）		入っていない			黄 0.1～0.5m ×2	緑 0.5～1.0m ×2	水色 1.0～2.0m ×2	青・ピンク 2.0～5.0m以上 ×2	
	1-2	土砂災害警戒区域（※2）		入っていない						入っている ×2	
	1-3	家屋の倒壊危険度（※3）		S56年5月31日以後着工・完成					S56年5月31日以前着工・完成		
②本人の状態	2-1	自力での移動（用具込み）（※4）		できる					できない ×2		
	2-2	意思伝達（助けを呼べる）（※5）		できる					できない		
	2-3	意思疎通		できる					できない		
	2-4	特別な医療（※6）		なし					あり		
	2-5	（2-4のうち）電源使用が必要な医療機器（人工呼吸器・酸素療法・吸引機等）		なし					あり		
	2-6	介護度		自立	要支援1・2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	2-7	認知症高齢者日常生活自立度		自立		Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲ以上		
	2-8	精神症状による混乱の有無		なし			可能性がある		あり		
	2-9	危険度察知（※7）		できる					できない		
③環境	3-1	世帯状況		同居					独居 ×3		
	3-2	世帯状況（時間帯）（※8）		終日家族と同居			日中独居 ×2		終日独居 ×2		
	3-3	家族介護力（家族がいない場合は記入不要）	家族の判断力	あり					なし		
	3-4		家族の介護度および障がい認定	認定なし					認定あり		
	3-5		家族の自力移動	できる					できない		
	3-6		家族の介助で移動（※9）	できる					できない		
	3-7	家族以外の支援の可否（地域・区・自治会・親族・近隣）（※10）		あり					なし		
	3-8	サービス利用状況（※11）			月半分以上		半分以下		利用していない		
										合計	

/115

リスク	※	原子力災害時のUPZ圏内（※12）	

富士市の事例

検討会2回目（2021.11.24）優先順位について

●滋賀県高島市（個別避難計画作成のための優先順位チェックシート注釈）

【資料３】

※１ 高島市総合防災マップ（風水害編）上で対象者の自宅の浸水深を確認。

※２ 高島市総合防災マップ（風水害編）上で、土砂災害危険個所（急傾斜危険箇所・地すべり危険箇所・土石流危険渓流）、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地（特別）警戒区域、土石流（特別）警戒区域）に対象者の自宅が入っているかどうかで判断。

これらの箇所が２つ以上重なって対象者の自宅に入っていても、12 点を上限とする。

※３昭和５６年５月３１日以前に着工され、完成している建物であれば「５」とする。
ただし、耐震工事を実施済みの場合は「０」とする。

※４区・自治会が設置する避難所（一次避難所）まで、自力で移動できるかで判断する。
※能力面・機能面を総合的に判断

※５周りの人に助けを呼ぶ手段を知っているか。助けを呼べるかどうかで判断する。

※６点滴の管理、中心静脈栄養、透析、・ストーマ・カテーテル管理、気管切開の処置、疼痛管理、経管栄養、褥瘡処置、人工呼吸器・酸素療法・吸引機等を使用、その他

※７視覚、聴覚、知的能力を含めて察知できるかできないかで判断する。

※８終日独居とは、対象者のみの世帯。
日中独居とは、家族はいるが、1 日の内対象者のみが家にいる時間帯が常に約半日以上ある世帯。
終日同居とは、対象者が家にいる時間帯に概ね家族がいる世帯。

※９家族の介護力により判断する。対象者を介護して一緒に移動できるかどうかで判断する。

※10 単純にあるかなしかで判断をする。

※11 月の半分以上、通所・施設系のサービスを受けているかどうかで判断する。

※12 対象者の地区が、原子力災害発生時に UPZ 圏内に入っているか確認する。
高島市総合防災マップ P43～P44 で区・自治会名を確認し、名があれば〇をする。
（点数は付さないが、原子力災害用の避難フローチャートの作成を追加するため）

富士市の事例

内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

検討会3回目

■日　時：令和4年1月31日（月）13：30～15：30
■場　所：WEB会議（Zoom）による開催
■参加者：障害の当事者、福祉専門職、地域住民代表、行政職員など
■進　行：ファシリテーター鈴木まり子さん
■内　容：個別避難計画の浸透方法について検討

富士市の事例

内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

●検討会3回目　各グループで話し合った内容

①個別避難計画を作成することで実現できそうなことは？

【Aグループ】

介護支援専門員、相談支援専門員、障害の当事者（相談支援専門員）、県社協

・利用者さんの情報を地域に知ってもらえる。
・災害時の協力体制を知ってもらう。
・災害に関しての防災意識も高めながら、地域への支援者の認知。
・防災訓練だけではなく、地域イベントにも参加することでより親密な関係を築く。
・高齢者、障害者への福祉理解の向上が期待される。

【Bグループ】

富士南地区民児協会長、富士南地区まちづくり協議会会長、森島区長

・要支援者の個別情報がわかったり、自主防災の活動が活発になる。
・民生委員の要支援者の名簿を活用して順位付けに活用できる。
・必要に応じて防災知識が増える

【Cグループ】

富士市防災危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課

・災害時に本人家族、支援者が困ることがある、対応ができるようになる。
　どこの避難所に行っていいかがわかる。共通理解した上で避難活動ができる。
・地域にどんな資源があることも認識し、地域の繋がりが広がっていく。
・ケースを通して日常的に顔が見える関係になる。行事への参加が増えたり、
　まち作り協議会や福祉推進委員会といった団体にも、興味が持ってもらえるのでは。
・障害のある方への地域の理解。
・障害者の擁護者が、漠然とした災害時への不安が取り除かれていくと考えられる。
・避難所も、受け入れの準備が、事前にできるようなことに繋がるのでは。
・介護事業所の事業継続計画も、連動した形で作っていくと思う。
・在宅のケアマネさんの対応で、安否確認が容易になってくると言ってくれていた。
・また地域との繋がりがやはり重要だという中で、実際この個別避難計画をつくることで、
　繋がりの状況が見えてくるのでは。
・企業等にも繋げていくことで、新しい担い手の発掘ができるなど、副作用に期待。
・縦割り行政の垣根が、薄れていくことはあるのかなと。
・福祉避難所への直接避難。こういったことが検討材料になってくるのでは。

【Dグループ】

静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課
静岡県東部地域局危機管理課

・地域住民の立場としては、災害時に助かる確率が上がる。

内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

●検討会3回目　各グループで話し合った内容

②個別避難計画をどうしたら職場に、地域に、家族に広げられるか？

【Aグループ】

介護支援専門員、相談支援専門員、障害の当事者（相談支援専門員）、県社協

・サービス担当者会議を通し、当事者の障害や特性を地域の方々に知ってもらう。
・当事者団体や親の会、自立支援協議会を通しながら、サービスを紹介していく。
・ケアマネと相談支援専門員の年1回の合同研修などで、事例を通しながら取り組み方を共有していくことも普及に繋がっていくと思う。
・個別避難計画を作成するにあたって、様々なステップを通しながら、取り組んでいくと時間がかかると思う。今後、より簡潔に図れるような取り組みであればいい。一つサービスの利用計画であったり、ケアプランにも盛り込める形であれば、より普及に繋がっていくのでは。
・地域の中に、こういった支援者がいることを当事者や家族が知れることに繋がれば、より強化していくのでは。

【Bグループ】

富士南地区民児協会長、富士南地区まちづくり協議会会長、森島区長

・自主防災会が、うまく機能できていないので、ミニプロジェクトチームというものを作り、個別避難計画の必要性を、役員自身が理解をする機会を作らなくてはいけない。
・それはその上の自主防災会の役員会で研修するっていうことも同じだと思いますが、まずその核を作って、まず知識を、意識をつけるということがまず優先だと思う。
・要支援者の家族には民生委員から説明してもらう。また、どこに相談できるか分からないので、地域支援包括センターや、介護サービスなど支援相談ができる場所が分かるリストも必要。
・まずは、役員など中核となる人間を作って、そこで周りに広めていく。もしくは周りの組織。例えば悠容クラブさん。お年寄りクラブ、女性のアクティブというプロチームもあります。そういう役員も取り込んで、一緒に力を借りていくというふうにしていくことが大事。
・回覧をするとか、どっかに資料にして回すのは絶対駄目です。通じません。まず人作りをして、そこから広げていくことが大事だと思う。

【Cグループ】

富士市防災危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課

・当事者会、障害の当事者会ですね、そういったところと意見交換会をしてみたらどうか。
・第2層協議体で話をすることでボランティアや事業所と地域を繋げていく。
・地域包括支援センターごとに話すことも有効では。
・また職員にも個別避難計画を認識してもらいたい。
・専門職に対しての地域の研修会で取り組むことも。チラシなども作る必要があるのでは。
・検討会で勉強したことを家族に話すことで、家族の方にも広めていき、防災訓練に出なくてはいけないという意識を持ってもらう。
・福祉専門職の方にタスクとしてやってもらうのが当たり前になれば。やっていくためには、7000円では安いという話が出た。

【Dグループ】

静岡県企画政策課、静岡県東部健康福祉センター福祉課、静岡県東部地域局危機管理課

・市町の皆さんが取り組みやすいような環境を作っていくのが我々の仕事。
・今回法律が変わって、国のガイドラインが示されたが、具体的にイメージがわからない。来年度、個別避難計画作成研修会を、市町の職員を対象に開いて、どういったイメージで作成できるかというのをやってみたい。
・富士市がモデル事業で取り組んでいる中で、上手くいったことや、課題を、他の市町の皆さんにも横展開っていう形で共有していきたい。市町の取り組みを支援することで、結果として個別避難計画作成作りに繋げていく立ち位置でやっていきたい。

4.まとめ

4－①. 静岡県モデル事業（個別避難計画の作成）

【ポイント】

◎実際に個別避難計画の作成に取り組むことで、多くの知見が得られたことから、優先度は気にせずに、まずは個別避難計画の作成自体に取り組むことが重要。

◎支援者や避難経路を決めるためには、地域の協力が不可欠であるため、自主防災組織がしっかりしている地域からモデル事業対象者を選定した。

◎普段から付き合いのある人からの方が協力を得やすいため、庁内で連携、役割分担しながら取り組むのが望ましい。

【課題】

◎災害時ケアプランの手法を用いた個別避難計画の作成対象者をどのように決めるか。（≒優先順位の決定）

⇒個別避難計画作成対象者全てで同じ方法を取ることは不可能なため、個人やその家族、福祉専門職のみで作る個別避難計画も検討する必要がある。

◎調整会議の進行役を誰が務めるか。

⇒今回はモデル事例のため行政職員が行ったが、件数が増えた場合や継続的な取組にするためには、誰が担当するのが一番相応しいか。

◎関係団体との連携をどのように構築して行くか。

⇒市全体への展開に当たって、地域（自主防災組織）、福祉事業所や介護や福祉に関する専門職団体等の協力が不可欠。

【事業を通じた関係者の声】

＜地域＞

どんな人が困っているか、どんな助け方が必要か考えることができた。

＜福祉専門職＞

自分の担当する人を、地域が一緒に考えてくれることがありがたい。

＜当時者＞

地域の人と交流の場を持つことができ、非常に心強い。

4－②. 内閣府モデル事業（優先度等に関する検討会の開催）

◎個別避難計画の優先順位を決めるのは…
「①判定項目」「②判定方法」「③判定者」の組み合わせ。

◎市町の個別避難計画作成対象者数や個別避難計画の作成体制によって、
どのようなやり方が望ましいか、各市町で検討が必要。

※全市民の中で優先順位をつけるのではなく、地域（自主防災組織）単位の中での優先順位をつけて、
取り組みが可能なところから始める方法も考えられる。

5. 令和4年度の取組

①個別避難計画作成モデル事業の実施

区　分	内　容
目　的	福祉専門職と連携した個別避難計画作成モデル事業実施により、県社会福祉協議会にノウハウを蓄積することにより、市町からの相談等に対応できる体制を整備する。
実施市町	富士市
実施事例	１０事例程度
実施体制	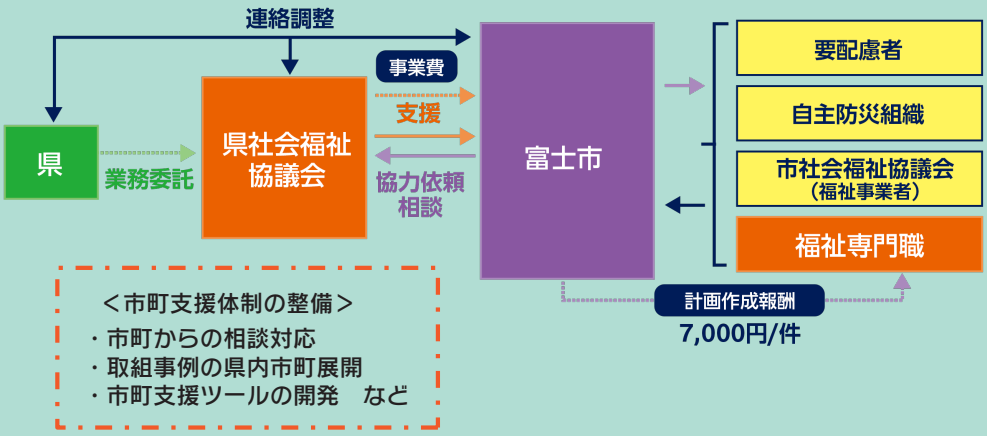

② 個別避難計画作成研修会の実施

区　分	内　容
目　的	市町職員向けの個別避難計画作成研修会を開催し、福祉専門職と連携した個別避難計画作成の具体的な進め方を身につけてもらう。
対象者	市町職員（福祉部局・防災部局）
実施時期	５～６月を想定
備　考	福祉専門職は、兵庫県社会福祉士会実施の「福祉専門職対象防災対応力向上研修（オンライン）」の受講ができるよう調整予定。

③ 補助メニューの新設

区　分	内　容
目　的	県内市町の個別避難計画作成の取組を支援するため、「地震・津波対策等減災交付金」に補助メニューを新設する。
対象者	３５市町
交付対象	個別避難計画作成に関連する事業
交付率 上限額	１／２ 30,000千円

おわりに

災害時ケアプラン」を進めていくために

同志社大学社会学部　立木茂雄教授

これからは福祉部局と防災部局が連結しないと、この取り組みは前に進まない。

さらに庁内関係者だけでプロジェクトチームを作るのではなくて。庁外の専門事業者、あるいは自治会、町内会の役員さん。あるいは当事者、ご家族。そういった方々を代表する 様々な団体組織を連ねてスクラムを組んでいただくような体制を作る。これが本気になって汗をかいてやってくれた所でだけ、この事業は前に進む。

自分の事務分掌を乗り越えて他部局に「越境」していけるかどうか、これが1つ目。そして「越境」していった結果として溝があった2つの境界の間に連結する橋ができる。橋ができると人の交流が始まる。こういった「越境」を通じて生まれる境界連結。その結果として何が可能になるのか。地域の方々と行政の様々な部局が共に働く協働体制が地域の中で築かれる。そして、そういう地域の協働体制やネットワークができて初めて、障害のある方々、あるいはそのご家族が地域に開かれて。そしてこの問題解決の当事者として解決のプロセスに参画していただける。こういった3つの技量を発揮していただけるような方が求められている。

全ての取り組みに覚悟を決めて、担当、関係される方々は出てきてください。

こういった繋ぎをする人「インクルージョンマネジャー」と呼んでいる。こういう覚悟を持って汗をかいて現場に何度も何度も足を運ぶ。他部局に「越境」していって対話を重ねる。こういったことができるかどうかが自治体に問われている。

静岡県では富士市をまずはモデル地域としてこのような取り組みを始めた。何を このモデル事業は求めているのか。結論から先に言うと向こう5年間で、いざという時に支援が必要な方について、まずは対象者の絞り込みをして本当に支援が必要な方を明らかにしてほしい。危険なところにお住まいで、心身機能に課題があって。それが大変に大きな課題で、かつ社会的に孤立しておられる方々。いざという時に頼りになる人がいない。そういう3条件で非常に深刻な方をまずは優先度を決める対象にしてほしい。

途方もない数に呆然とする。そういったことをこれまでずっとしてきた。1つの理由は、避難行動要支援者に名前が載っておられる方々があまりにも多い。自治体によっては5人に1人がこのリストに載っているという事態になってきた。絞り込みをして、いわば分母を絞り込んで計画ができた人の数を分子としたら、分子をたくさん増やす努力とそれから分母の絞り込みの努力とその両方をこの5年間程度を目処にまず頑張ってほしい。

資料

取組状況調査結果（令和４年1月1日現在）

「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査」より

①静岡県内 35 市町の名簿作成状況

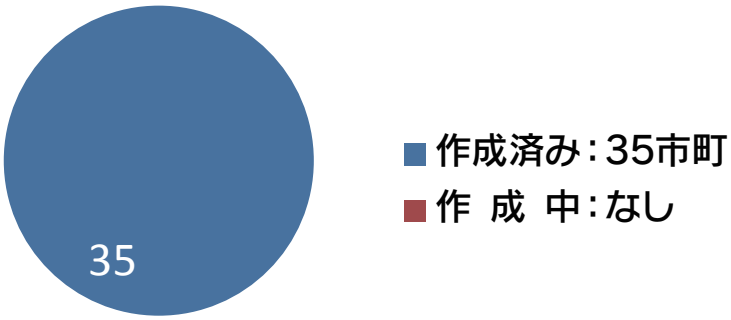

②名簿の更新状況

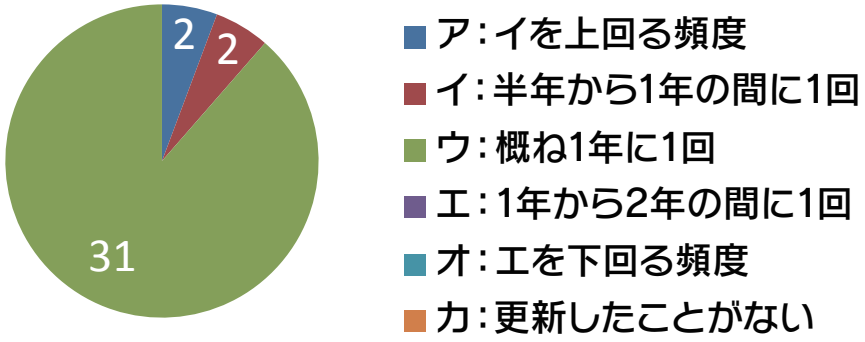

③「平常時の名簿情報の提供に際し、本人の同意を得ることを要しない」など、条例に特別の定めがあるか

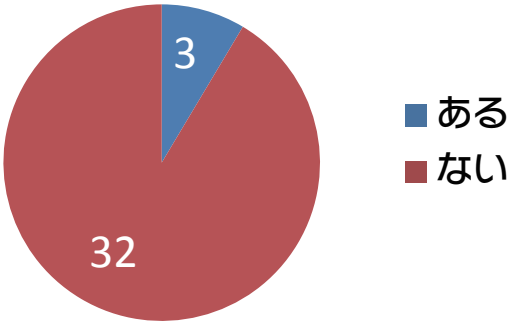

取組状況調査結果（令和４年1月1日現在）

④静岡県35市町の個別避難計画の策定状況

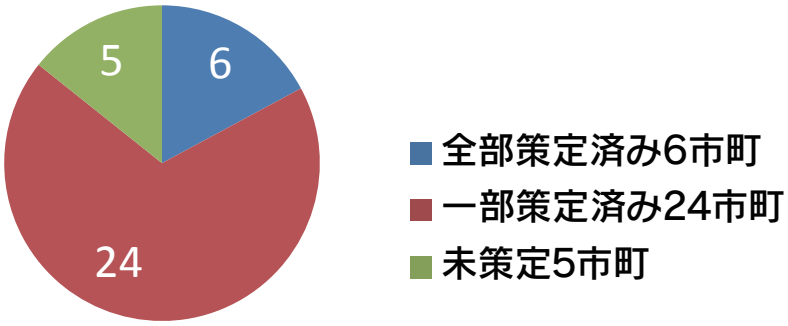

⑤未策定と回答した5市の今後の予定

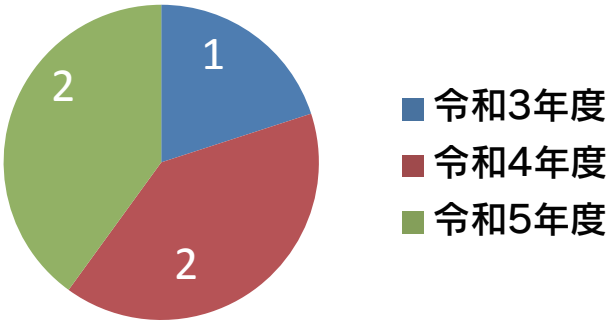

⑥庁内連携の取り組み

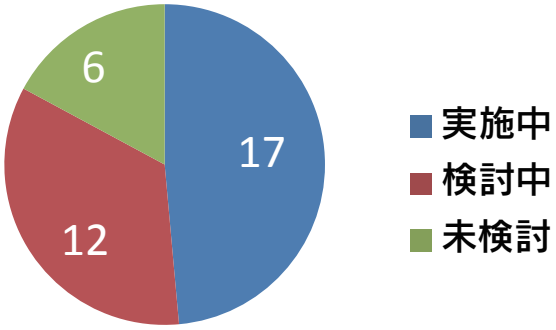

取組状況調査結果（令和４年1月1日現在）

⑦-1　庁外連携の取り組み

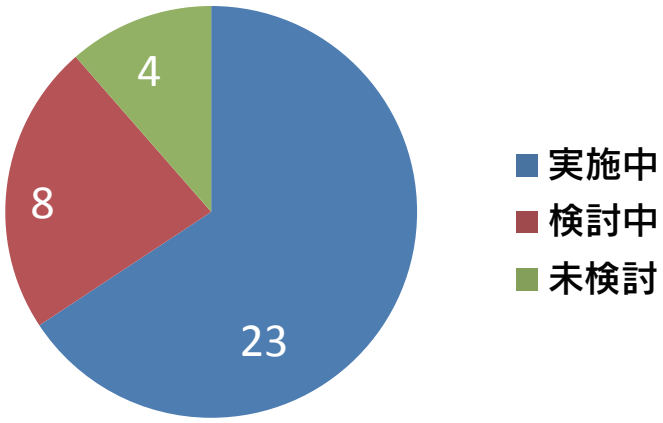

⑦-2　庁外連携の実施先（複数回答）

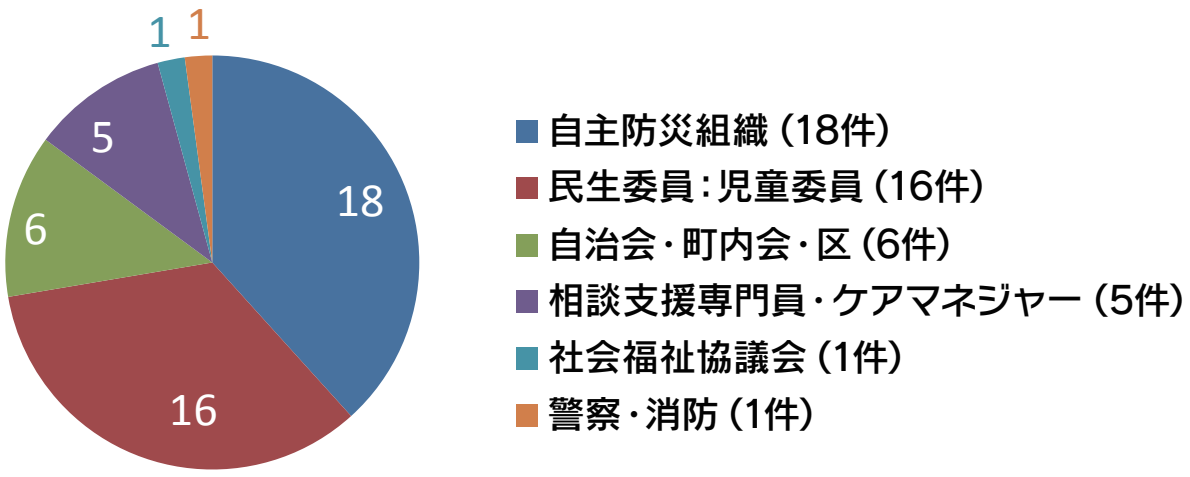

⑦-３　庁外連携を検討中と答えた理由（抜粋）

民生委員協議会での説明を検討している。
民生委員と自治会長、ケアマネジャーとの連携を検討。
連携に向けて他市町の取り組み事例の情報を収集。
福祉部局、防災部局と民生委員の役割の確認をしている。

取組状況調査結果（令和４年1月1日現在）

⑧福祉専門職の参画

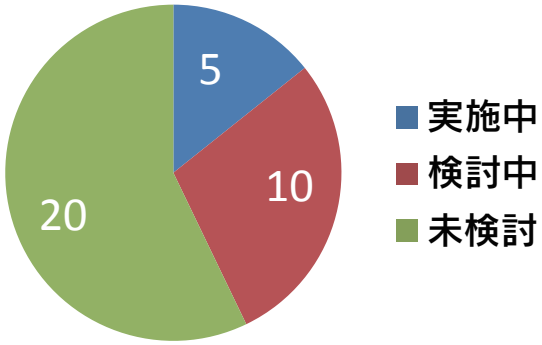

⑨優先度の考え方

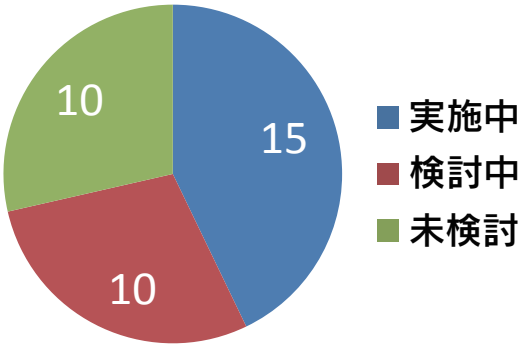

⑩個別避難計画を活用した訓練

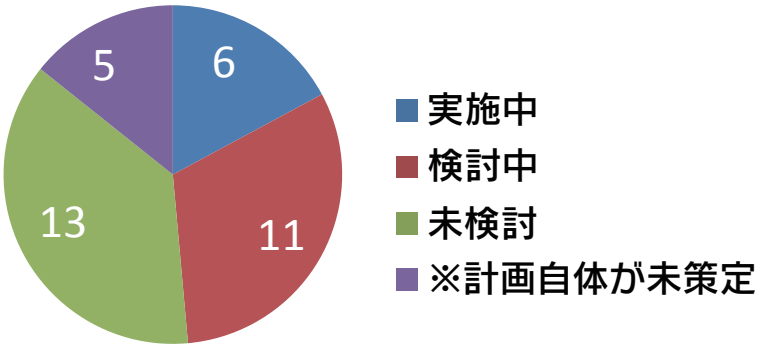

⑪個別避難計画に係る令和４年度 新規予算の措置状況

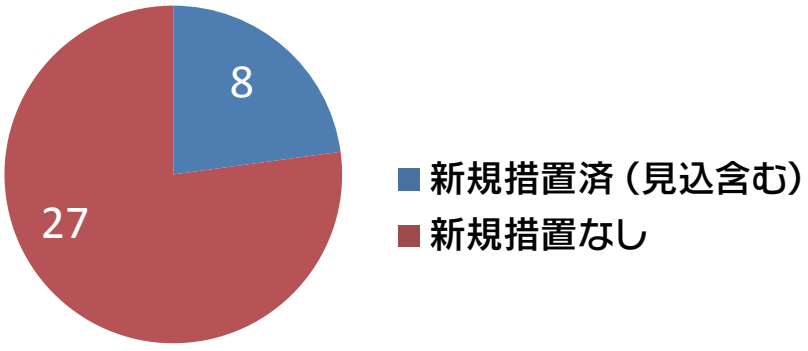

個別避難計画（災害時ケアプラン）作成事業　報告会
～防災と福祉の連携による個別避難計画の作成に向けて～
【ウエブ開催】

1　目的・概要

近年、豪雨災害をはじめとする大規模災害が頻発しており、そのたびに高齢者や障がい者が犠牲となっています。逃げ遅れることなく円滑な避難のためには、当事者、行政、地域住民、福祉専門職等が密接に連携し、実効性のある避難のための個別避難計画の作成が重要です。

本会では、県委託事業として災害時ケアプラン策定事業を実施しており、今年度は富士市をモデル地区として個別避難計画の作成に取り組みました。今回の報告会では富士市から取組報告をいただくとともに、基調講演では個別避難計画の第一人者である、同志社大学　立木先生から作成に必要な視点、考え方について御教授いただき、各市町における今後の取組について考えます。

2　日　　時　令和４年２月 21 日（月）　午後１時 30～午後３時 30 分

3　対　　象　市町行政（危機管理部門、福祉部門等）、市町社会福祉協議会、
福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）、自治会関係者など

4　プログラム

時　間	内　容
13：00～	受　付（ミーティングルームオープン）
13：30～13：35	開　会
13：35～14：40	（１）　基調講演「個別避難計画作成に必要な視点、考え方」 講師：同志社大学社会学部　教授 同志社大学インクルーシブ防災研究センター　センター長 立木茂雄　氏
14：40～15：15	（２）事例報告「富士市における個別避難計画の作成」 ・国モデル事業（優先順位の考え方） ・県モデル事業（２事例の個別避難計画作成・検証） 報告者：富士市福祉こども部福祉総務課
15：15～15：30	（３）　行政説明「来年度の取組予定」 報告者：静岡県健康福祉部企画政策課
15：30	閉　会

【申込・問合せ先】
静岡県社会福祉協議会　福祉企画部　経営支援課　担当：松永・新村
裏面の申込フォームにより、２月 14 日（月）までにお申し込みください。
〒420-8670 静岡市葵区駿府町１－70　TEL 054-254-5231 ／ FAX 054-251-7508
E-mail：kazuki_matsunaga@shizuoka-wel.jp

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

＜事例報告＞
富士市における個別避難計画の作成

個別避難計画（災害時ケアプラン）作成事業　報告会
～防災と福祉の連携による個別避難計画の作成に向けて～

令和４年２月２１日（月）
富士市役所福祉総務課・防災危機管理課

FUJI CITY
富士市

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

１モデル事業について

（１）静岡県モデル事業（個別避難計画の作成）
- 静岡県が個別避難計画に関する制度の改正を見据え、災害時ケアプランによる個別避難計画の作成を県内に展開するため、モデル事業を実施する市町を募集。
- モデル事例２名（障害者１名、高齢者１名）について、災害時ケアプランの手法を用いて実際に個別避難計画を作成。

（２）内閣府モデル事業（個別避難計画作成に関する検討会の開催）
- 自治体における個別避難計画の効果的、効率的な作成手法を構築するため、市町村事業３４団体と都道府県事業１８団体が選定され、自治体間で情報共有するほか、市独自事業を実施。
- 個別避難計画の市内展開を促進するため、庁内外から自治会や福祉関係者を集め、個別避難計画の作成優先度等について検討。

資　料

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

兵庫県「防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進（令和3年度）」掲載資料より抜粋
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/documents/2.pdf（2022/2/16）

２静岡県モデル事業について（計画作成）

当市が参考する兵庫県内の市町で実践されているモデルで、福祉（介護や障害の福祉専門職）と防災の連携による支援の取組。※一部当市の状況と異なる部分があります。

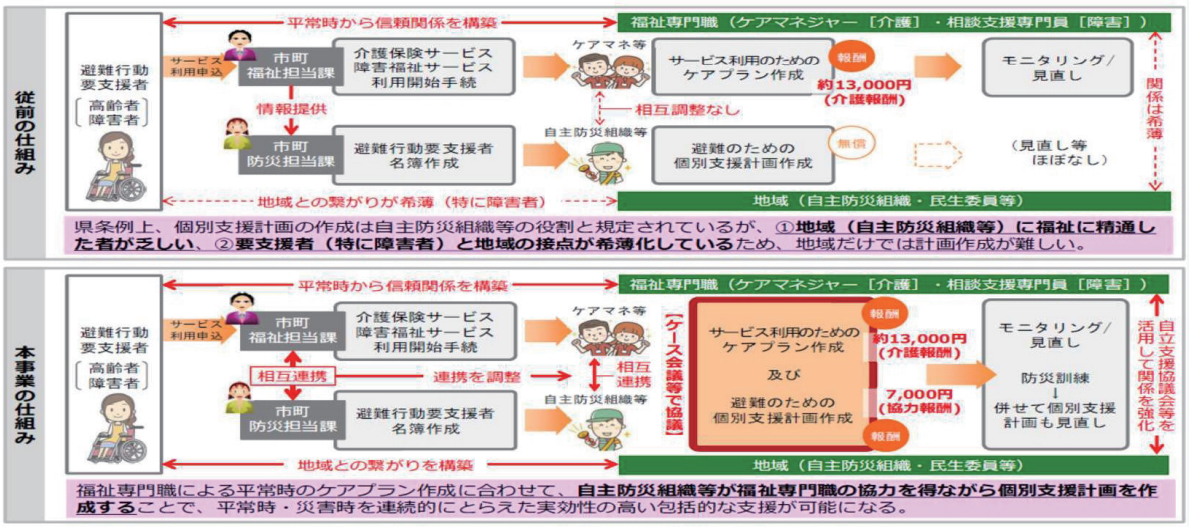

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

静岡県モデル事業の実施体制

富士市モデル事業の実施体制

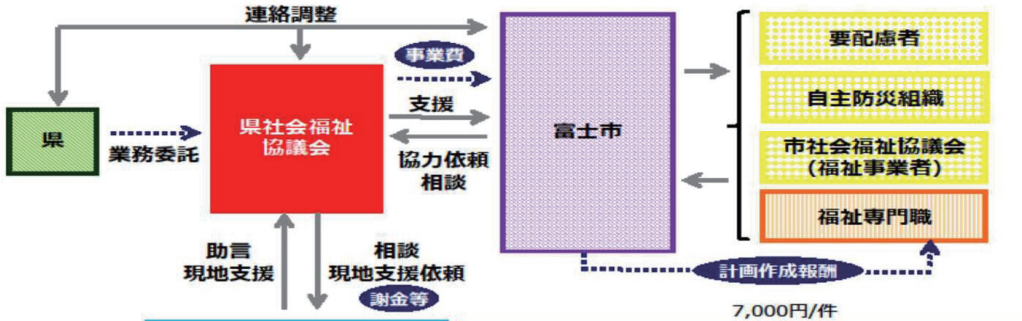

◎庁内の防災部局と福祉部局が連携！
防災：防災危機管理課（庁内外の関係者との調整）
福祉：福祉総務課（事業の統括）
障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課
（対象者及び福祉専門職等との連携）

兵庫県「防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進（令和3年度）」掲載資料より抜粋
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/documents/2.pdf（2022/2/16）

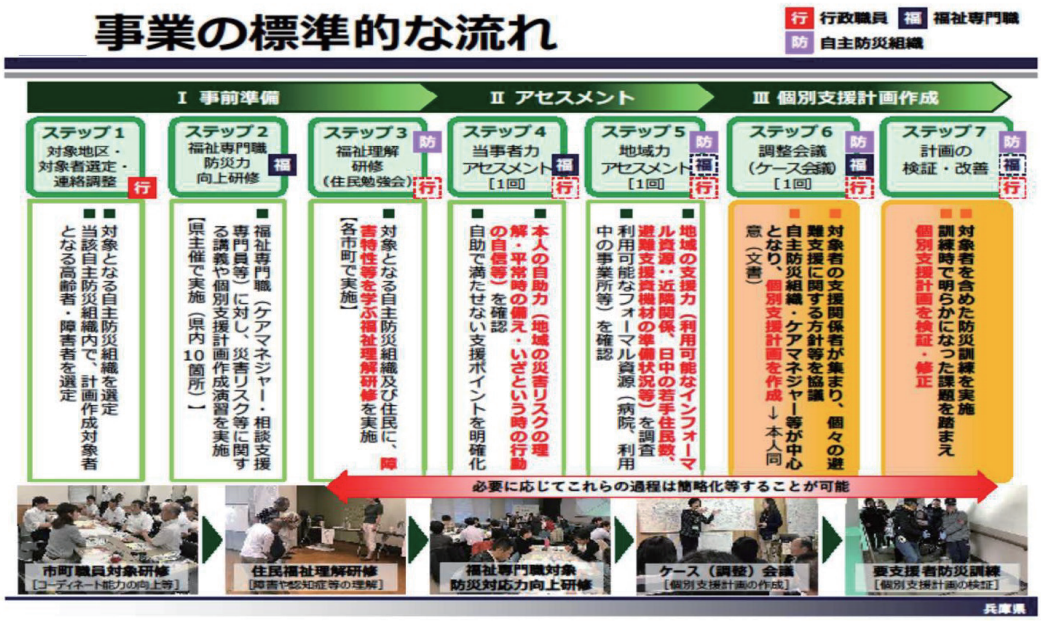

ステップ4（障害者事例）

2-1 当事者力アセスメント（ステップ4）

日　時：令和３年９月９日（木）１０：００～１２：００
場　所：富士南まちづくりセンター　まちづくり室
参加者：当事者家族、相談支援専門員、行政職員
概　要：国立リハビリテーション研究所「自分でつくる安心防災帳」を使用して、個別避難計画作成対象者の災害時における自助力についての聞き取りを家族から行った。

- 相談支援専門員と当事者家族の関係は良好で、当事者家族も当事者のことを地域に知って欲しいという意識があることから、アセスメントを友好的に行うことができた。
- 防災に対する意識が強く、普段から近所の方との付き合いを大事にしている。
- 障害の種類によっては、当事者が同席することが難しい場合もあるため、当事者の状況を理解している家族から聞き取りをする方が良い場合も想定される。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

アセスメントの様子

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ5（障害者事例）

2-2地域力アセスメント（ステップ5）

日　時：令和3年10月19日（火）15：00～16：30
場　所：森島区公会堂
参加者：相談支援専門員、地域住民（森島区長等）、行政職員
概　要：①当事者についての説明（相談支援専門員より）
- 当事者の心身や家族等の状況
- 地域とのつながりや平常時の福祉サービスの利用状況

②地域の支援体制の説明（森島区長より）
- 森島区の自主防災活動について（避難誘導体制など）
- 森島区で所有する避難支援のための資機材

※1調整会議（ケース会議）（ステップ6）と同時開催
※2当事者家族が参加予定だったが体調不良により急遽欠席

- 本来の地域力アセスメントは②を行うことが目的だが、調整会議（ステップ6）と同日に行ったことから、まずは当事者のことを理解した方が話が進めやすいのではないかと考え、①を実施した。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ6（障害者事例）

2-3調整会議（ケース会議）（ステップ6）

日　時：令和３年１０月１９日（火）１５：００～１６：３０
場　所：森島区公会堂
参加者：相談支援専門員、地域住民（森島区長等）、行政職員
概　要：在宅時に大規模地震が発生した場合における
①避難経路の決定
②支援者の決定
③避難時に必要な配慮の確認

- 副区長の一人がたまたま当事者と知り合いだったため、スムーズに支援者が決定。その方から支援者に協力を依頼することになった。
- 避難経路についても、本人の歩行機能に問題はなく、大規模地震発生時の集合場所が近所のクリニックになっていることから、声かけを中心とした支援を行うことを決定した。
- 訓練前に一度、支援者と当事者が顔合わせをした方が良いという意見があったことから、後日顔合わせの機会を設けることになった。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

地域力アセスメント・調整会議の様子①

資　料

地域力アセスメント・調整会議の様子②

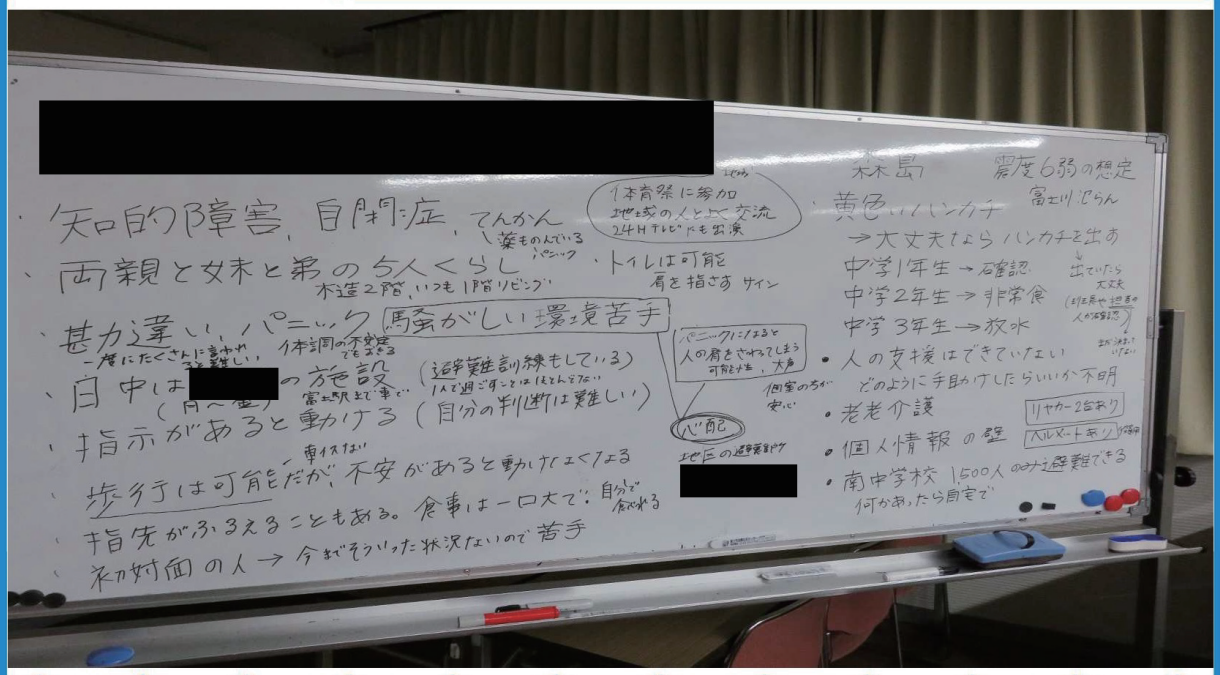

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

地域力アセスメント・調整会議の様子③

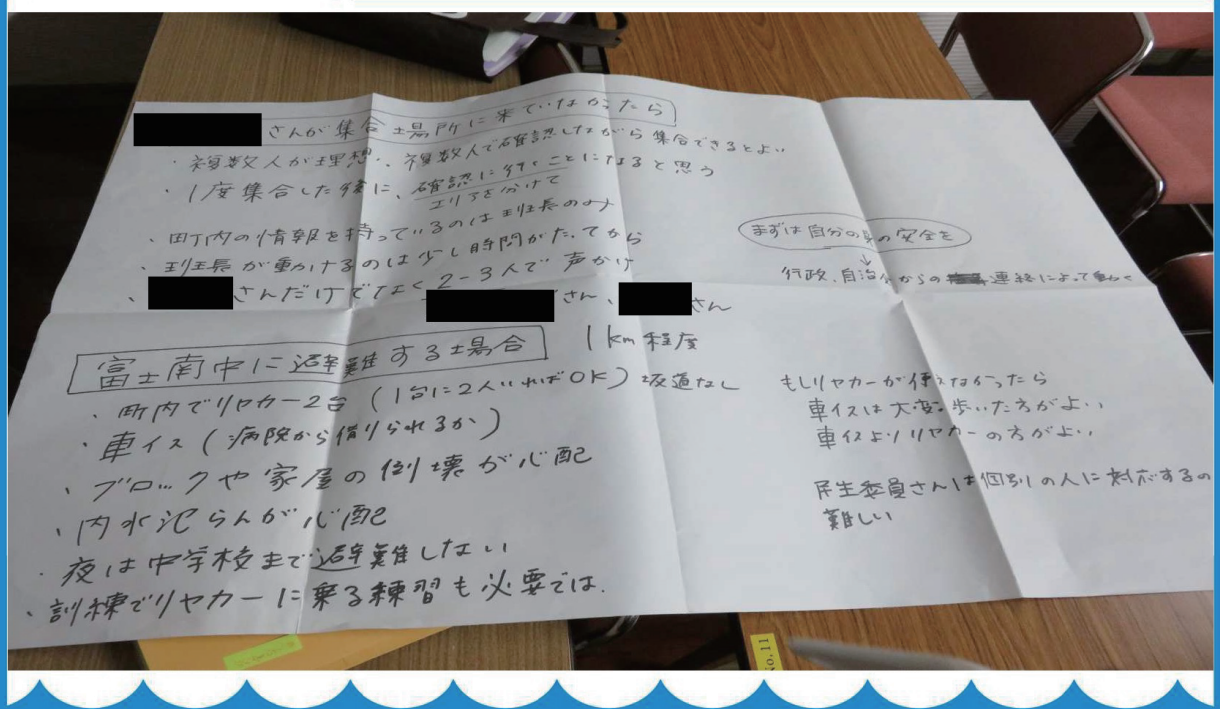

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

該当ステップなし（障害者事例）

2-4支援者と当事者家族との話合い

日　時：令和３年１１月４日（木）１６：３０～１７：３０
場　所：森島区公会堂
参加者：当事者、当事者家族、地域支援者、行政職員
概　要：調整会議に参加予定だった当事者家族が、当日体調を崩して参加できなかったことから、改めて地域支援者と当事者及びその家族が対面する機会を設け、１２月５日（日）に実施予定の防災訓練の打合せを併せて行った。

- 当事者は森島区公会堂が投票所だが、選挙の時と様子が違うことに驚き、話合いの場には５分程しかいることができなかった。
- 当事者の姿に支援者も衝撃を受けており、知的障害や自閉症の場合は、本人やその家族と地域だけで個別避難計画を作成することはかなり難しいと思われる。
- 要支援者を災害時のみ支援することは難しいことから、普段から関わりを持つことが重要になる。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

話合いの様子

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ7（障害者事例）

2-5計画の検証・改善（ステップ7）

日　時：令和３年１２月５日（日）８：３０～９：００
場　所：当事者自宅ほか
参加者：当事者、当事者家族、地域支援者、行政職員
概　要：地域防災訓練の一環として実施。訓練当日は、支援者から当事者に対して声をかけ、まずは地域の集合場所まで避難。その後、森島区公会堂まで避難することにした。なお、訓練の実施に当たっては、当事者に無理強いしないことを参加者間で合意している。

- 当事者に対する声かけから避難場所までの移動をスムーズに行うことができていた。
- 支援者達が自ら考えて、当時者を挟むような位置について一緒に移動していた。
- 短時間ではあったが、事前に当事者と支援者が顔を合わせる機会があったことが、円滑な対応に繋がったと考える。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

訓練の様子①

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

訓練の様子②

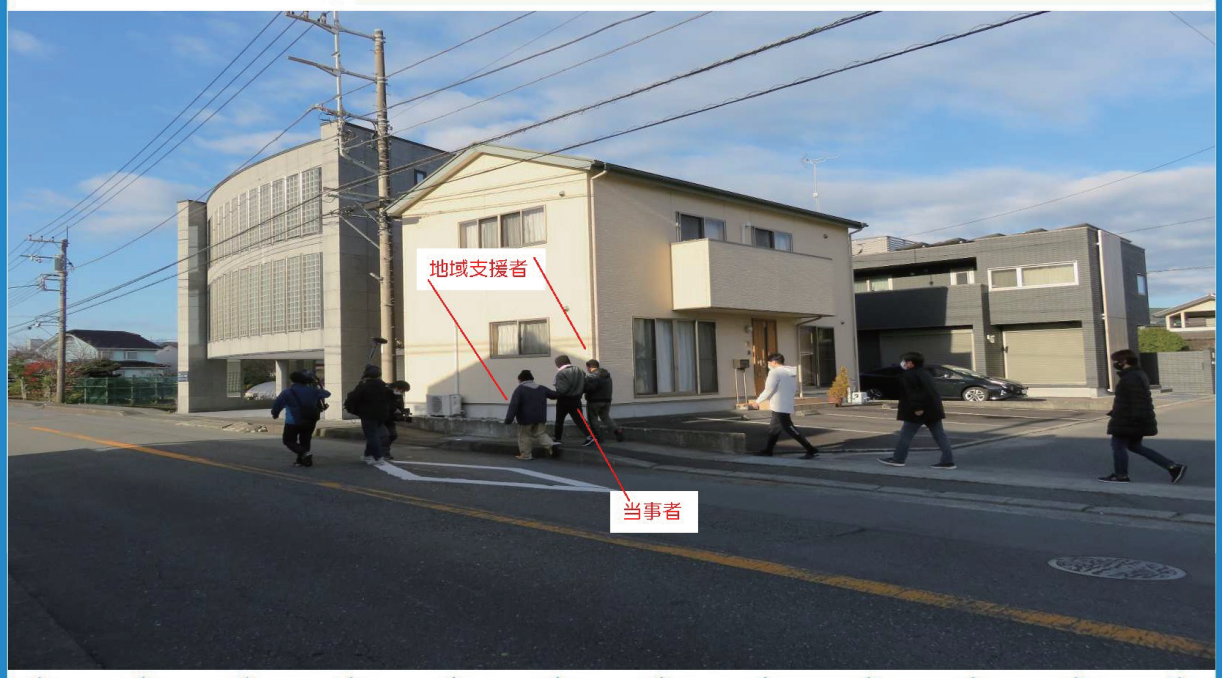

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ4（高齢者事例）

2-6当事者力アセスメント（ステップ4）

日　時：令和3年11月16日（火）13：30～15：00
場　所：富士南まちづくりセンター　小会議室
参加者：当事者知人、ケアマネジャー、行政職員
概　要：国立リハビリテーション研究所「自分でつくる安心防災帳」を使用して、個別避難計画作成対象者の災害時における自助力についての聞き取りを、普段から当事者のお世話をしている当事者の知人に対して行った。

- 当事者は、親族が市外に住んでいる一人暮らしの高齢者であるが、体調不良で欠席することになったため、代わりに当事者知人から当事者に関する聞き取りを行った。
- 当事者知人は、当事者と約30年の付き合いがあり、ほぼ毎日当事者のお世話をしていることから、当事者の状態を理解している、今回の個別避難計画作成のキーパーソンと呼べる存在。

資　料

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

アセスメントの様子

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ5（高齢者事例）

2-7地域力アセスメント（ステップ5）

日　時：令和3年11月19日（金）15：00～16：30
場　所：森島区公会堂
参加者：当事者、当事者知人、ケアマネジャー、地域住民（森島区長等）、行政職員
概　要：①当事者についての説明（ケアマネジャーより）
- 当事者の心身や家族等の状況
- 地域とのつながりや平常時の福祉サービスの利用状況

②地域の支援体制の説明（前回会議の振り返り）
- 森島区の自主防災活動について（避難誘導体制など）
- 森島区で所有する避難支援のための資機材

※調整会議（ケース会議）（ステップ6）と同時開催

- ②については、前回の調整会議で実施済であることから、前回出た意見をまとめた資料を行政側で事前に作成及び説明し、地域から補足して貰うことにした。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

ステップ6（高齢者事例）

2-8調整会議（ケース会議）（ステップ6）

日　時：令和3年11月19日（金）15：00～16：30
場　所：森島区公会堂
参加者：当事者、当事者知人、ケアマネジャー、地域住民（森島区長等）、行政職員
概　要：在宅時に大規模地震及び風水害が発生した場合における
①避難経路の決定
②支援者の決定
③避難時に必要な配慮の確認

- 今回は大規模地震に加えて風水害発生時の避難経路等について検討したが、自宅は2階建てで耐震工事済であることから、無理に外には避難せず、自宅避難（垂直避難）を基本とした。
- 近所の集合場所よりも指定避難所の方が近いことから、どうしても避難する必要がある場合は、指定避難所に行くこととし、支援者も班長と隣人、当事者知人が声掛けをすることに決まった。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

地域力アセスメント・調整会議の様子①

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

地域力アセスメント・調整会議の様子③

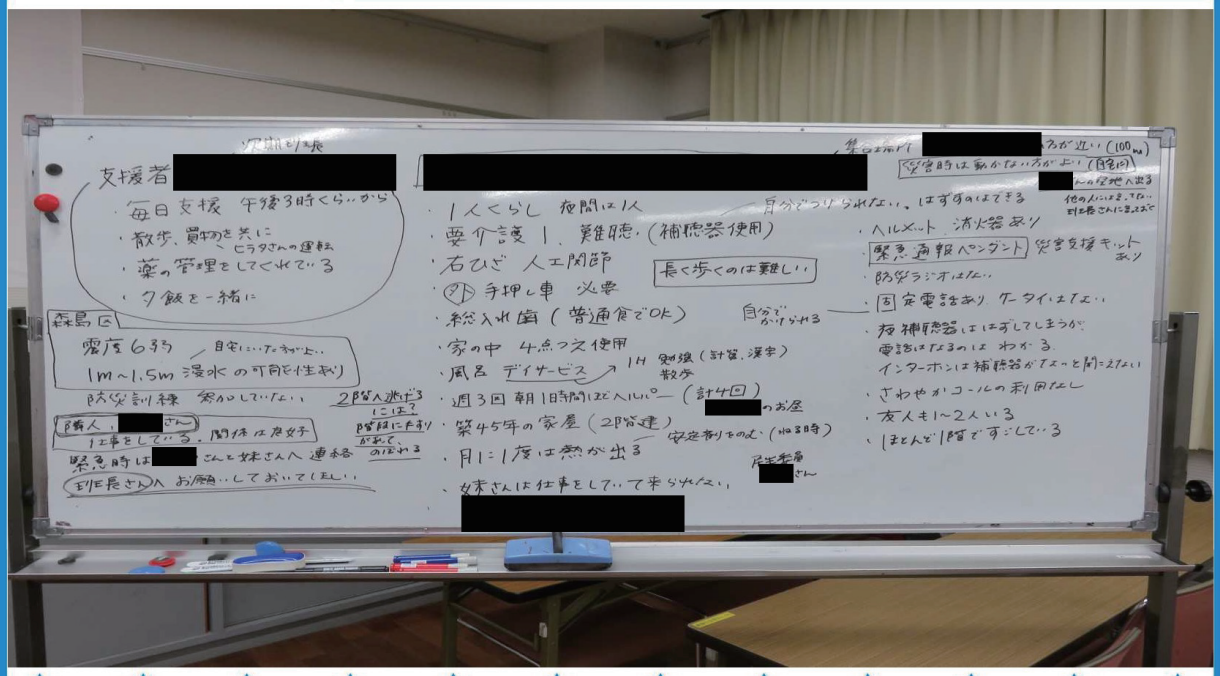

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

各ステップにかかった時間（障害者事例）

各ステップにかかった時間（障害者事例）

【かかった時間の合計】５時間　※ステップ４～６では３．５時間

＜ステップ別＞

ステップ４	２時間	ステップ５・６	１．５時間
ステップ７	０．５時間	その他	１時間

＜職種別＞

当事者	０．５時間＋５分
当事者家族	５時間
福祉専門職	３．５時間＋個別避難計画記入（１時間？）
地域住民（支援者）	３時間（最大で）
行政職員	５時間（最大で）

進め方に慣れて行けば全体的な時間を短縮できる可能性がある一方で、事業に係る全員が協力的で支援者等もスムーズに決まったため、この時間で済んだとも考えられる。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（まとめ）個別避難計画の作成について①

（まとめ）個別避難計画の作成について①

＜良かった点＞

◎各ステップを最後まで実施して個別避難計画が作成できたこと。
⇒実際に個別避難計画の作成に取り組むことで、多くの知見が得られたことから、優先度は気にせずに、まずは個別避難計画の作成自体に取り組むことが重要。

◎モデル事業に協力いただいた、当事者やその家族、地域、福祉専門職が個別避難計画の作成に協力的だったこと。
⇒支援者や避難経路を決めるためには、地域の協力が不可欠であることから、自主防災組織がしっかりしている地域からモデル事業対象者を選定した。

◎当事者やその家族、地域、福祉専門職への依頼を普段から関わりがある課で行ったこと。
⇒普段から付き合いのある人からの方が協力を得やすいため、庁内で連携、役割分担しながら取り組むのが望ましい。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（まとめ）個別避難計画の作成について②

（まとめ）個別避難計画の作成について②

＜今後の課題＞

◎災害時ケアプランの手法を用いた個別避難計画の作成対象者をどのように決めるか。（≒優先順位の決定）
⇒当市の約２万２千人いる個別避難計画作成対象者全てで同じ方法を取ることは不可能なため、個人やその家族、福祉専門職のみで作る個別避難計画も検討する必要がある。

◎調整会議の進行役（＝インクルージョンマネジャー）を誰が務めるか。
⇒今回はモデル事例のため行政職員が行ったが、件数が増えた場合や継続的な取組にするためには、誰が担当するのが一番相応しいか。

◎関係団体との連携をどのように構築して行くか。
⇒市全体への展開に当たって、地域（自主防災組織）、福祉事業所や介護や福祉に関する専門職団体等の協力が不可欠。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

3内閣府モデル事業について（検討会）

３内閣府モデル事業について（検討会）

日　時：①令和３年10月２９日（金）１３：３０～１５：３０
②令和３年11月２４日（水）１３：３０～１５：３０
③令和４年　1月３１日（月）１３：３０～１５：３０
場　所：富士市役所消防防災庁舎３階　作戦指令室兼会議室
※③のみＷＥＢ会議（Ｚｏｏｍ）による開催
参加者：福祉専門職、森島区長、富士南地区まちづくり協議会会長
富士南地区民児協会長、市職員、県職員、県社協
概　要：①個別避難計画の説明・優先順位の検討
②優先順位の検討・個別避難計画の浸透方法の検討
③個別避難計画の浸透方法の検討

「個別避難計画に関わる話し合いを通して、それぞれが主体性をもって関わっていこうと思う」を全3回のゴールに、鈴木まり子ファシリテーター事務所の鈴木まり子様にファシリテーターを依頼し、個別避難計画の作成促進について検討した。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

検討会の様子①

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

検討会の様子②

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（例題1）優先順位について考えてみよう

（例題１）優先順位について考えてみよう

次の４名に個別避難計画作成の優先順位をつけてください。
※実際に避難行動要支援者名簿に掲載されている同一町内の方です。

①５１歳女性、身体障害１級（上肢障害）、災害支援キット申請
同居人（80歳父）、ハザード（洪水浸水）
※同居人も名簿掲載

②９５歳女性、要介護３
同居人（子３名：６７歳長男、６６歳長女、６４歳次男）
※同居人は名簿未掲載

③８１歳男性、高齢者世帯
同居人（８０歳妻）、ハザード（土石流）
※同居人も名簿掲載

④２０歳男性、療育手帳Ａ
同居人（６３歳父、５７歳母、２２歳兄、９２歳祖母）
※同居人は名簿未掲載

資　料

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（例題1）検討会の結果

対象者	ハザード	名簿掲載要件	同居人	1位	2位	3位	4位
①51歳女性	洪水浸水	身体障害1級（上肢障害） 災害支援キット	80歳父　（名簿○）	1	9	4	0
②95歳女性	なし	要介護3	67歳長男（名簿×） 66歳長女（名簿×） 64歳次男（名簿×）	1	4	7	2
③81歳男性	土石流	高齢者世帯（高齢者実態調査）	80歳妻　（名簿○）	12	1	1	0
④20歳男性	なし	療育手帳A	63歳父　（名簿×） 57歳母　（名簿×） 22歳兄　（名簿×） 92歳祖母（名簿×）	0	0	2	12

＜検討会で出された意見＞

①51歳女性
- 障害が上肢であるため歩けるのではないか。
- ハザードが洪水なので2階に逃げられる。
- 災害支援キットを申請しているので防災に対する意識が高いのではないか。

②95歳女性
- 同居人の状態が問題はないのか。（3人とも未婚？）
- ハザードはないが家に耐震性がない可能性がある。
- 社会性はあるのか。

③81歳男性
- 高齢者のみの世帯でハザード有。
- 同居人の支援が期待できない状況。

④20歳男性
- 同居人が多く若い家族もいる。
- 日中は働いている人が多いかも。

＜総括＞

ほとんどの人の順位が一致した③と④のようなケースがある一方、①と②では、①の優先順位を上にした人が多かったが、①が上肢の障害であることや②の家族状況等を考慮した結果、①より優先順位を上にする人もいた。

優先順位が一致するケースもあるが、重視する項目で順位が変わることもあることから、優先順位をつける際に主観（当然ながら立場によって違う）をどこまで許容するか考える必要がある。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（例題2）判定項目について考えてみよう

（例題２）判定項目について考えてみよう

項目	行政	地域	福祉専門職	備考
ハザード	○	△	×	自治体が公表している情報で確認は可能
要介護度	○	△	○	福祉専門職は自分の担当について○
障害者手帳				
歩行機能				
同居家族の有無				
近所付き合い				
家族の支援力				

①（誰が判定するかは別にして）優先順位を決める際の項目を具体的に決めてみる。
　⇒追加する項目があったら項目欄に追加する。
②判定項目について誰が情報を持っているか考えてみる。
　⇒○詳しく情報が分かる　△少しだけ情報が分かる　×情報が全く分からない

＜総括＞

判定項目を大きく分けると「ハザード」「本人の心身の状態」「本人の生活環境」に関する項目が考えられるが、全ての情報をある特定の団体で把握していることはないことから、使用する判定項目の取捨選別が重要になる。

（例題3）判定方法を体験してみよう

（例題３）判定方法を体験してみよう

（１）等級付け（グルーピング）※東京都足立区

- 個別避難計画作成対象者をいくつかのグループに分けて、等級が高い（＝優先度が高い）グループから個別避難計画を作成する。
- 例えば、作成対象者をＡグループ（ハザード有・自力歩行不可能・支援者無）、Ｂグループ（ハザード有・自力歩行不可能・支援者有）、Ｃグループ（ハザード無・自力歩行不可能・支援者無）に分類し、等級が高いＡグループの対象者から個別避難計画を作成する。

（２）順位付け（ランキング）※滋賀県高島市

- 個別避難計画作成対象者ごとに順位を付けて、順位の高い（＝優先度が高い）者から個別避難計画を作成する。
- 例えば、「ハザード」「要介護度」「同居家族の有無」といった判定項目ごとに点数をつけ、「一定の点数以上＝優先度が高い」になった対象者から個別避難計画を作成する。

いただきへの、はじまり
富士市　～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（左）東京都足立区「誰一人取り残さないために-水害時個別避難計画書を作成-」掲載資料より抜粋
https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/53153/03yuusenkubun.pdf（2022/2/16）
（右）滋賀県「モデル地域（高島市）の取組状況 ～『滋賀モデル（個別避難計画作成推進事業）』～」
掲載資料より抜粋　https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5264971.pdf（2022/2/16）

個別避難計画書を作成する優先区分

優先度	区分	類型	介護・障がいの度合
高	A	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がい度合が右記に該当	・要介護度 4～5 ・障害支援区分 5～6 ・愛の手帳 1～2度
	B	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がい度合が右記に該当	・要介護度 3 ・身体障害者手帳 1～2 又は 3 級 ・障害支援区分 4
	C	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいる	—
	D	・自宅が浸水する ・自力で歩いて避難先へ移動できる	—
低	E	・自宅が浸水しない ・浸水するが自宅で避難できる場所がある	—

個別避難計画作成のための優先順位チェックシート　【資料3】
【高齢者用】

氏名：　年齢：　歳　住所：高島市　作成者：　作成日：　年　月　日
状態概要：

		調査項目	0	1	2	3	4	5	6	点数
リスク	1-1	自宅の浸水想定	入っていない			0.1～0.5m ×2	0.5～1.0m ×2	1.0～2.0m ×2	2.0～5.0m以上 ×2	
	1-2	土砂災害警戒区域	入っていない						入っている ×2	
	1-3	家屋の倒壊危険度	S56年5月31日以前築又は築年不明					S56年6月1日以降築		
本人の状態	2-1	自力での移動（用具込み）	できる					できない ×2		
	2-2	意思伝達（助けを呼べる）	できる					できない		
	2-3	意思疎通	できる					できない		
	2-4	特別な医療	なし					あり		
	2-5	電源使用の必要な医療機器（人工呼吸器・酸素療法・吸引機等）	なし					あり		
	2-6	介護度	自立	要支援1・2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	2-7	認知症高齢者日常生活自立度	自立		I	IIa	IIb	III以上		
	2-8	精神症状による混乱の有無	なし			可能性がある		あり		
	2-9	危険度察知	できる					できない		
生活環境	3-1	世帯状況	同居					独居 ×3		
	3-2	世帯状況（時間帯）	終日家族と同居			日中独居 ×2		終日独居 ×2		
	3-3	家族介護力（家族がいない場合は記入不要） 家族の判断力	あり					なし		
	3-4	家族介護力（家族がいない場合は記入不要） 家族の自力移動	認定なし					認定あり		
	3-5	家族介護力（家族がいない場合は記入不要） 家族の自力移動	できる					できない		
	3-6	家族介護力（家族がいない場合は記入不要） 家族の介助で移動	できる					できない		
	3-7	家族以外の支援の可否（地域・医・自治会・親族・近隣）	あり					なし		
	3-8	サービス利用状況		月半分以上		半分以下		利用していない		
								合計		/115
リスク	※	原子力災害時のUPZ圏内								

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

（まとめ）優先順位の考え方

（まとめ）優先順位の考え方

◎個別避難計画の優先順位を決めるのは…

「①判定項目」「②判定方法」「③判定者」の組み合わせ。

◎市町の個別避難計画作成対象者数や個別避難計画の作成体制によって、どのようなやり方が望ましいか、各市町で検討が必要。

※全市民の中で優先順位をつけるのではなく、地域（自主防災組織）単位の中での優先順位をつけて、取り組みが可能なところから始める方法も考えられる。

※富士市の作成対象者は２２，４１２名（令和４年１月末時点）

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

取組を地域に浸透させていくために①

取組を地域に浸透させていくために①

＜あなたの所属（立場）から個別避難計画を作成することで実現できそうなことは？（具体的に）＞

【直接的な効果】
- 自分の避難計画ができて心強い。自分自身の防災意識も高まる。
- 災害時に本人家族支援者が困ることなく対応できる。避難所どこ行っていいかわかる。
- 介護事業所の継続計画連動した形で計画作れる。発災時での事業運営。担当者以外でも利用者の把握ができる。地域の力を高める。ケアマネの安否確認が容易になる。
- 助けが必要な人がはっきりする。
- 情報把握できる。地域へのつながりが広がっていく。
- それぞれ困難を抱えていても、災害時にみんなで助かるぞという意識。

【間接的な効果】
- 地域イベント（防災訓練にとどまらず）への参加者が増える。
- 障がいについて地域住民からの理解を得る。
- 事業所が地域の情報を知ることができる。
- 自主防災の活動が活発になる。
- 障害のある方への地域の理解。対象の擁護者の漠然とした災害時への不安が取り除かれる。
- 新しい担い手につなぐ。縦割りの垣根がなくなる。
- 地域とつながっている人いない人、本当に支援が必要な人の特定ができる。地域の担い手が足りない。企業地域へ人、企業へつなげていきたい。
- 支援が必要と声をあげられない人が声を上げやすくなる。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

取組を地域に浸透させていくために②

取組を地域に浸透させていくために②

＜あなたの所属（立場）から個別避難計画をどうしたら職場に、地域に、家族に広げられると思いますか？＞

①それぞれの所属（立場）の中で個別避難計画について話す（考える）機会を設ける。
- 利用者の状況や災害時に課題になりそうなことを事業所の仲間に情報共有する。
- 話し合いの場を作る。第二層協議体など活用。ボランティア。事業所と地域をつなぐ。
- 当事者会、家族会での意見交換会、災害時についてどう考えているのか把握すべき。

②住民に向けた個別避難計画に関する広報（ＰＲ）を行う。
- いろいろな集まりの場で案内をしていく。
- 県民だより、県HP等で周知する。
- 計画作成に関わった当事者や福祉専門職、地域住民の感想を。

③個別避難計画の作成体制を構築する。（仕組みづくり）
- サービス等利用計画作成時に抱き合わせで、地域住民を招いて個別避難計画を作成する。
- 対象者の選定、把握すべき情報のリスト化、コーディネーターやアドバイザー。
- タスク化。7,000円では安い。同意が得られにくいと考える。

④福祉に関する広報や福祉関係者の連携体制を強化する。
- 商工会議所への説明。事業者展開。
- 障害特性などについて住民からの理解を得る。
- 困りごとを相談する人を周知しておく。

いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

4令和4年度の取組予定

４令和４年度の取組予定

- 令和３年度に引き続き、静岡県のモデル事業として個別避難計画の作成に取り組む。
  ⇒令和４年度は10事例程度の個別避難計画の作成を予定。
- 町内会・区（自主防災会）や福祉事業者、専門職団体に対して個別避難計画に関する事業説明や協力依頼を行う。
  ⇒本年度実施したモデル事例を広く共有し、個別避難計画作成の必要性等についての理解を深めて頂く。
- 個別避難計画の作成を融合させた要配慮者支援の取組について再考を進める。
  ⇒災害支援キット等これまで進めてきた取組の発展や、個別避難計画と関係の深い、福祉避難所のあり方などについて検討する。

市の防災体制との整合性を取りながら、
防災と福祉の部局が連携して事業を進める。

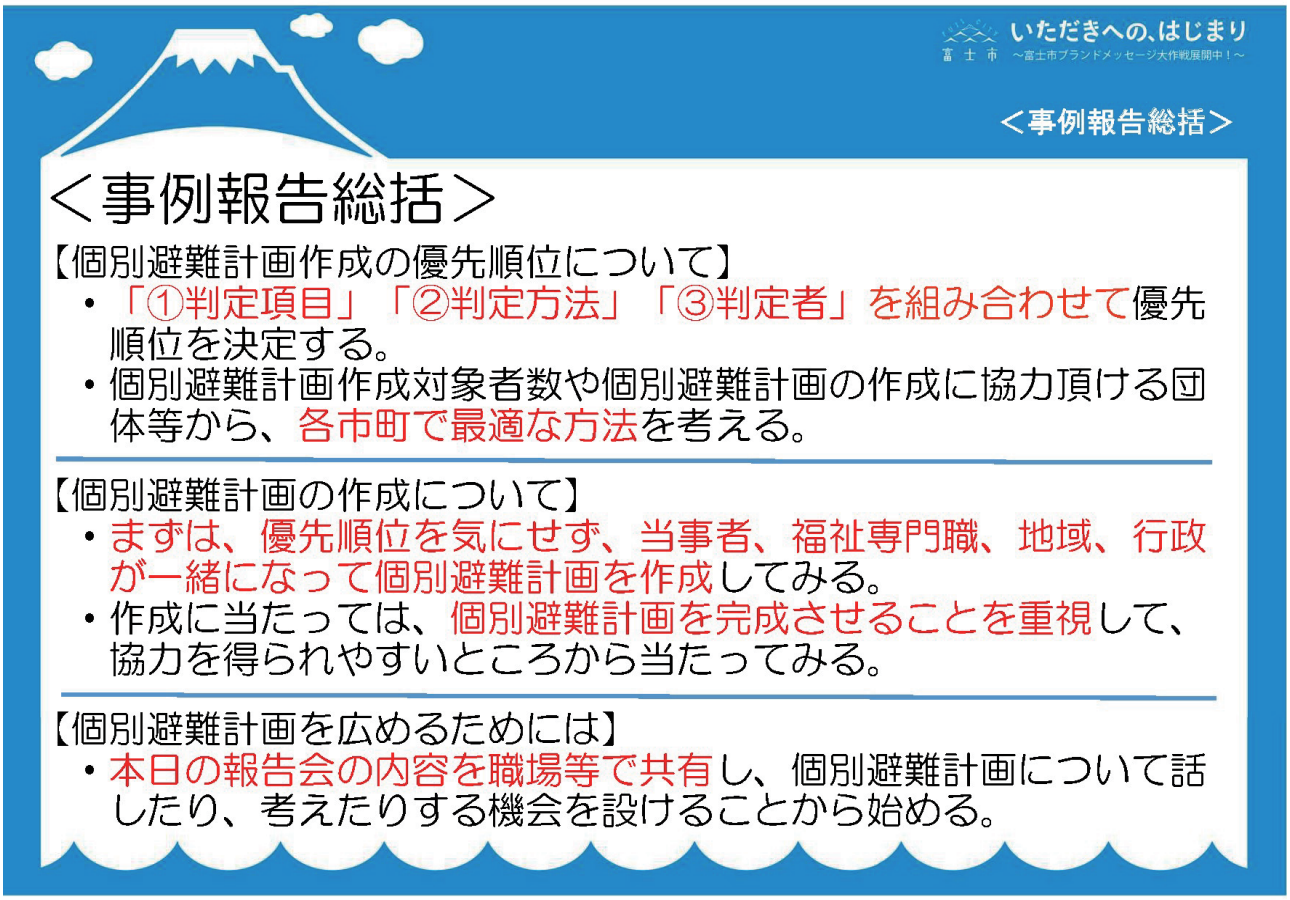
いただきへの、はじまり
富士市 ～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～
＜事例報告総括＞
＜事例報告総括＞
【個別避難計画作成の優先順位について】
・「①判定項目」「②判定方法」「③判定者」を組み合わせて優先順位を決定する。
・個別避難計画作成対象者数や個別避難計画の作成に協力頂ける団体等から、各市町で最適な方法を考える。
【個別避難計画の作成について】
・まずは、優先順位を気にせず、当事者、福祉専門職、地域、行政が一緒になって個別避難計画を作成してみる。
・作成に当たっては、個別避難計画を完成させることを重視して、協力を得られやすいところから当たってみる。
【個別避難計画を広めるためには】
・本日の報告会の内容を職場等で共有し、個別避難計画について話したり、考えたりする機会を設けることから始める。

資　料

自分でつくる安心防災帳～障害者の災害対策チェックキット～

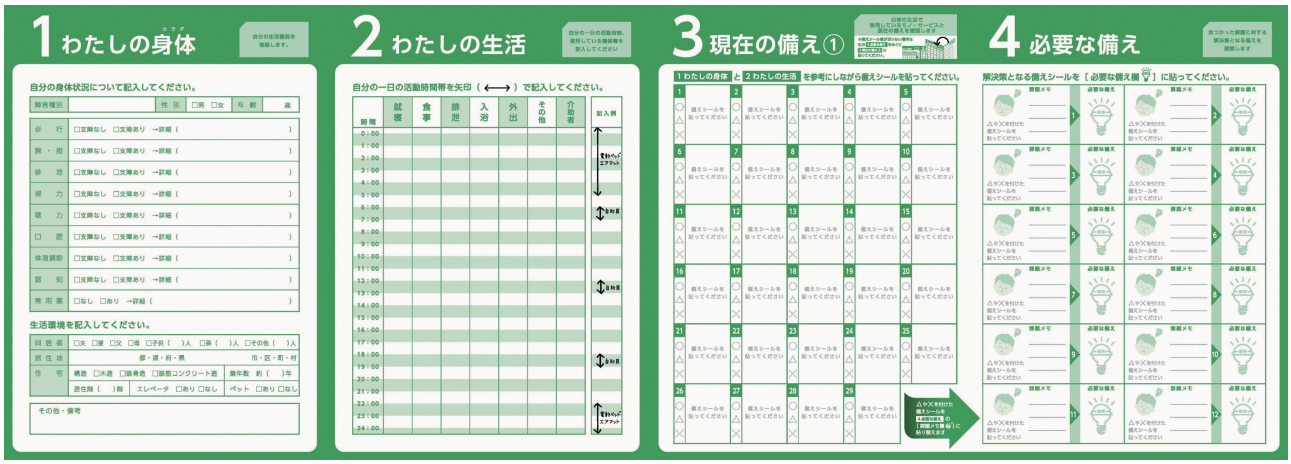

国立リハビリテーション研究所「自分でつくる安心防災帳」

静岡県 個別避難計画作成モデル事業

2021年度 報告書

2022年3月

発行：静岡県・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

※無断で複写・転載することを禁じます。